

PATENT COOPERATION TREATY



INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT

(PCT Article 36 and Rule 70)

Applicant's or agent's file reference 349901539971	FOR FURTHER ACTION SeeNotifica Examinatio	tionofTransmittalofInternational Preliminary n Report (Form PCT/IPEA/416)		
International application No. PCT/JP99/06595	International filing date (<i>day/month/year</i>) 26 November 1999 (26.11.99)	Priority date (<i>day/month/year</i>) 30 November 1998 (30.11.98)		
FC1/JF99/00393 20 November 1999 (201109) International Patent Classification (IPC) or national classification and IPC 7 G06K 19/077, B42D 15/10 7 Applicant HITACHI, LTD.				
Applicant HITACHI, LTD.				
1. This international preliminary exam and is transmitted to the applicant a	ination report has been prepared by this Inter ccording to Article 36.	national Preliminary Examining Authority		
2. This REPORT consists of a total of	<u>6</u> sheets, including this cover	sheet.		
been amended and are the ba	nied by ANNEXES, i.e., sheets of the descuss for this report and/or sheets containing report the Administrative Instructions under the left	ription, claims and/or drawings which have ectifications made before this Authority (see PCT).		
These annexes consist of a to	otal of sheets.			
3. This report contains indications rela	ating to the following items:			
I Basis of the report				
II Priority	II Priority			
III Non-establishment of opinion with regard to novelty, inventive step and industrial applicability				
IV Lack of unity of invention				
V Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement				
VI Certain documents	Certain documents cited			
	Certain defects in the international application			
VIII Certain observation	ns on the international application			

Date of submission of the demand	Date of completion of this report	
19 January 2000 (19.01.00)	20 November 2000 (20.11.2000)	
Name and mailing address of the IPEA/JP	Authorized officer	
Facsimile No.	Telephone No.	

Form PCT/IPEA/409 (cover sheet) (July 1998)

r · · · ·	International application No.
INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT	PCT/JP99/06595
I. Basis of the report	
1. With regard to the elements of the international application:*	
the international application as originally filed	
the description:	
pages	, as originally filed
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lett	ter of
the claims:	
pages	, as originally filed
pages, as amended (together with any statement under Article 19
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lett	ter of
the drawings:	
pages	, as originally filed
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lett	ter of
the sequence listing part of the description:	
pages	
pages	, filed with the demand
pages, filed with the lett	ter of
 the international application was filed, unless otherwise indicated under this item. These elements were available or furnished to this Authority in the following language the language of a translation furnished for the purposes of international search (the language of publication of the international application (under Rule 48.3(b)) the language of the translation furnished for the purposes of international pre- or 55.3). 	under Rule 23.1(b)).). liminary examination (under Rule 55.2 and/
3. With regard to any nucleotide and/or amino acid sequence disclosed in the preliminary examination was carried out on the basis of the sequence listing:	international application, the international
contained in the international application in written form.	
filed together with the international application in computer readable form.	
furnished subsequently to this Authority in written form.	
furnished subsequently to this Authority in computer readable form.	the second standards and the standards
The statement that the subsequently furnished written sequence listing d international application as filed has been furnished.	loes not go beyond the disclosure in the
The statement that the information recorded in computer readable form is i been furnished.	dentical to the written sequence listing has
4. The amendments have resulted in the cancellation of:	
the description, pages	
the claims, Nos	
the drawings, sheets/fig	
5. This report has been established as if (some of) the amendments had not been beyond the disclosure as filed, as indicated in the Supplemental Box (Rule 70.2)	
* Replacement sheets which have been furnished to the receiving Office in response to in this report as "originally filed" and are not annexed to this report since the and 70.17).	an invitation under Article 14 are referred to ey do not contain amendments (Rule 70.16
** Any replacement sheet containing such amendments must be referred to under item 1	and annexed to this report.

.

. •

۰ŀ

٣	1	International application No.
INTERNATIONAL PRELIMINARY I	EXAMINATION REPORT	PCT/JP99/06595
III. Non-establishment of opinion with regard to	novelty, inventive step and industrial	applicability
1. The questions whether the claimed invention a industrially applicable have not been examined in	appears to be novel, to involve an in- n respect of:	ventive step (to be non obvious), or to be
the entire international application.		
Claims Nos 11,12		
because:		
the said international application, or the second relate to the following subject matter white	aid claims Nos. ch does not require an international pro	eliminary examination (specify):
the description, claims or drawings <i>(indic</i> are so unclear that no meaningful opinior	ate particular elements below) or said could be formed (specify):	claims Nos11,12
Since the technical feature of the inv dependent claim 12), the subject matters		
Article 6.		
the claims, or said claims Nos	nion could be formed.	are so inadequately supported
no international search report has been es	tablished for said claims Nos	
A meaningful international preliminary examinat sequence listing to comply with the standard prov	ion cannot be carried out due to the f rided for in Annex C of the Administrat	ailure of the nucleotide and/or amino acid tive Instructions:
the written form has not been furnished o		
the computer readable form has not been	furnished or does not comply with the :	standard.

• , •

4

J*

r 4	International application No.			
INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT	PCT/JP99/06595			
IV. Lack of unity of invention				
1. In response to the invitation to restrict or pay additional fees the applicant has:				
restricted the claims.				
paid additional fees.				
paid additional fees under protest.				
neither restricted nor paid additional fees.				
2. This Authority found that the requirement of unity of invention is not complied v not to invite the applicant to restrict or pay additional fees.	vith and chose, according to Rule 68.1,			
3. This Authority considers that the requirement of unity of invention in accordance with	Rules 13.1, 13.2 and 13.3 is			
complied with.				
not complied with for the following reasons:				
 I. Claim 1 relates to a method for mounting another electric element flexible sheet to ensure that the plate surface of the electric circuit surface of the other electric element. II. Claims 2-10, 13 and 14 relate to (1) a method for mounting an element sheet to ensure that the electronic circuit chip is not located at the formed when the foldable sheet is folded, and also (2) a sheet mounted III. Claims 11 and 12 relate to (1) an electronic circuit chip mount sheet mounted with an electronic circuit chip. 	chip lies on and within the plate lectronic circuit chip on a foldable position corresponding to a fold with an electronic circuit chip.			
It cannot be considered that these three groups of inventions are or to form a single general inventive concept in accordance with Rule 13.	ne group of inventions so linked as			
 Consequently, the following parts of the international application were the subject of in establishing this report: 	international preliminary examination			
\boxtimes all parts.				
the parts relating to claims Nos.				

· · · ~

1

٠

.`

.

.-

INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT

International application No.

YES

NO

 V. Reasoned statement under Article 35(2) with regard to novelty, inventive step or industrial applicability; citations and explanations supporting such statement

 1. Statement

 Novelty (N)
 Claims

 1.5-10,13,14

 Claims
 2-4

Inventive step (IS)Claims5,13,14YESClaims1-4,6-10NOIndustrial applicability (IA)Claims1-10,13,14YESClaims00NOClaims1-10,13,14NO

2. Citations and explanations

Document 1: JP, 61-297191, A (Toshiba Corp.), 27 December, 1986 (27.12.86) Document 2: Microfilm of the specification and drawings annexed to the written application of Japanese Utility Model Application No. 19147/1988 (Laid-open No. 122982/1989) (Toppan Printing Co., Ltd.), 21 August, 1989 (21.08.89)

Document 3: JP, 62-25096, A (Toshiba Corp.), 3 February, 1987 (03.02.87)

Document 4: JP, 4-354722, A (Nippon Denso K.K.), 9 December, 1992 (09.12.92)

Document 5: JP, 9-104189, A (Denso Corp.), 22 April, 1997 (22.04.97)

Document 6: JP, 7-51391, B2 (Tokyo Jiki Insatsu K.K.), 5 June, 1995 (05.06.95)

Document 7: JP, 2-125797, A (Sony Corp.), 14 May, 1990 (14.05.90)

The subject matter of claim 1 does not appear to involve an inventive step in view of document 1. Document 1 describes that an IC chip 11 (corresponding to a plate-like electronic circuit chip in the present application) is arranged to lie within the plate surface of an IC chip 12 (corresponding to another plate-like electric element in the present application), to prevent the IC chips from being broken due to bending. Document 1 describes a polyvinyl chloride sheet as a sheet, and the resin sheet is more or less flexible. The active use of a flexible sheet is also a well-known matter, and a person skilled in the art could have easily conceived of using a flexible sheet as a sheet material.

The subject matters of claims 2-4 do not appear to be novel in view of document 2 or 3. Documents 2 and 3 describe that an electronic circuit chip is mounted on a foldable sheet at a position not corresponding to a fold and near an edge of the sheet surface.

A technical feature, "the plate surface of the other electric element is slightly smaller in size than each rectangular size obtained by sectioning the sheet surface into n x m, and said other electric element and said electronic circuit chip are mounted on the sheet to ensure that the plate surface of said electronic chip lies within the plate surface of said other electric element" of claim 5 is neither described in any of the above documents nor obvious to a person skilled in the art.

The subject matter of claim 6 does not appear to involve an inventive step in view of documents 2 and 3 and document 4. Document 4 describes that an antenna 10 (corresponding to an electric part formed like a long plate) is arranged to match the side directions of a sheet.

The subject matter of claim 7 does not appear to involve an inventive step in view of documents 2 and 3 and documents 5 and 6. The use of paper as a sheet material of a card is a well-known technical means as described in documents 5 and 6.

The subject matter of claim 8 does not appear to involve an inventive step in view of documents 2 and 3 and document 7. To continuously produce IC cards (tags) using a tape-like sheet is a commonly used technical means as described, for example, in document 7.

The subject matters of claims 9 and 10 do not appear to involve an inventive step in view of documents 2 and 3 and documents 5 and 6. The medium described in document 5 has a chip mounted

INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT

International application No.

PCT/JP99/06595

Supplemental Box

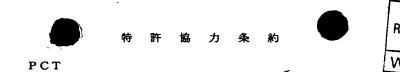
(To be used when the space in any of the preceding boxes is not sufficient)

Continuation of Box V (Citations and explanations):

between two layers of rewriting paper 2 and base material 1, but it is obvious to a person skilled in the art, that the overcoat layer is not necessary in the case where printing is not necessary and where it is not necessary to take into account the protection from, for example, an external stress.

A technical feature, "a capacitor and an electronic circuit chip are mounted on a sheet to ensure that the plate surface of the electronic circuit chip lies within the plate surface of the capacitor" of claim 13 is neither described in any of the above documents nor obvious to a person skilled in the art.

A technical feature, "a capacitor, an electronic circuit chip and an antenna are mounted on a sheet to ensure that the plate surface of the electronic circuit chip and the contour of the antenna lie within the plate surface of the capacitor" of claim 14 is neither described in any of the above documents nor obvious to a person skilled in the art.



p.

- 14	REC'D		DEC	2000
L	WIPC)		РСТ

-• .

· •

.

国際予備審査報告

(法第12条、法施行規則第56条)(PCT36条及びPCT規則70)

出願人又は代理人 の書類記号 349901539971	今後の手続きについては、国際予備審査 IPEA/4	報告の送付通知(様式PCT/ 16)を参照すること。			
国際出顧番号 PCT/JP99/06595	国際出願日 (日.月.年) 26.11.99	優先日 (日.月.年) 30.11.98			
国際特許分類(IPC) Int.Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10					
出願人(氏名又は名称) 株式会社 日立製作所					
1. 国際予備審査機関が作成したこの国]際予備審査報告を法施行規則第57条(P	CT36条)の規定に従い送付する。			
2. この国際予備審査報告は、この表紙	を含めて全部で6 ペー	ジからなる。			
	は番類、つまり補正されて、この報告の ・明細書、請求の範囲及び/又は図面も添 実施細則第607号参照) ページである。				
3. この国際予備審査報告は、次の内容	 を含む。				
I X 国際予備審査報告の基礎					
Ⅱ □ 優先権					
Ⅲ X 新規性、進歩性又は産業」	上の利用可能性についての国際予備審査報	8 告の不作成			
Ⅳ 🛛 発明の単一性の欠如	Ⅳ X 発明の単一性の欠如				
V X PCT35条(2)に規定す の文献及び説明	る新規性、進歩性又は産業上の利用可能	性についての見解、それを裏付けるため			
VI 5000000000000000000000000000000000000					
VII 国際出願の不備					
₩ 国際出願に対する意見					

国際予備審査の請求書を受理した日 19.01.00	国際予備審査報告を作成した日 20.11.00	
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP)	特許庁審査官(権限のある職員)	5N 7815
単便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	前田仁印	
	電話番号 03-3581-1101 内組	泉 3545

様式PCT/IPEA/409(表紙)(1998年7月)

		国際予備審査報告		国際出願番号 PCT/JP99/06595
	国際予備審査報			
۶.	この国際予備権 応答するために P C T 規則70.	と提出された差し替え	書類に基づいて作成され 用紙は、この報告書にお	た。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に らいて「出願時」とし、本報告書には添付しない。
X	出願時の国際			
	明細書		ページ、	出願時に提出されたもの
Ш	旳和音 明細書	郑 第		国際予備審査の請求書と共に提出されたもの
	明細書	第	ページ、	付の書簡と共に提出されたもの
			項、	出願時に提出されたもの
\Box	請求の範囲 請求の範囲			PCT19条の規定に基づき補正されたもの
	請求の範囲		項、	国際予備審査の請求書と共に提出されたもの
	請求の範囲		項、	付の書簡と共に提出されたもの
		ATC	ページノ図	出顧時に提出されたもの
	図面 図面	第	ページ/図、	国際予備審査の請求書と共に提出されたもの
	図面	郑 第	ページ/図、	出顧時に提出されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの 付の書簡と共に提出されたも
	明細書の配	列表の部分 第	<u>~~</u> ~ジ、	出願時に提出されたもの 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの
_	明細書の配え	列表の部分 第 列表の部分 第	ページ、 ~ジ、	国際予備審査の請求者と共に提出されたも
	□ 国際調査	をのために提出された	語であ PCT規則23.1(b)にい な公開の言語	
	 □ 国際調査 □ PCT# 	室のために提出された 1月前48.3(b)にいう国際	PCT規則23.1(b)にい 会公開の言語	
3.	 □ 国際調査 □ PCT規 □ 国際予備 	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 精審査のために提出さ	PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また	う翻訳文の言語
3.	国際調査 PCT規 国際予備 この国際出願	≦のために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出さ は、ヌクレオチド又に	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで	う翻訳文の言語 - は55.3にいう翻訳文の言語
3.	 □ 国際調査 □ PCT規 □ 国際予値 この国際出願 □ この国 	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 情審査のために提出さ は、ヌクレオチド又に 祭出願に含まれる書面	P C T 規則23.1(b)にい ない開の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表	う翻訳文の言語 - は55. 3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。
3.	国際調査 PCT規 国際予値 この国際出願 この国際	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出さ は、ヌクレオチド又に 祭出願に含まれる書面 際出願と共に提出され	P C T 規則23.1(b)にい な開の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスク	う翻訳文の言語 - は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 7 による配列表
3.	国際調査 PCT規 国際予値 この国際出願 この国際出願 この国際 日 この国際 日 二	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出さ は、ヌクレオチド又に 祭出願に含まれる書面 際出願と共に提出され に、この国際予備審査	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスス (または調査)機関に (または調査)機関に	う翻訳文の言語 - は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表
3.	国際調査 PCT規 国際予値 この国際出願 この国際出願 この国際 日 この国際 日 二	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出さ は、ヌクレオチド又に 祭出願に含まれる書面 際出願と共に提出され に、この国際予備審査	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスス (または調査)機関に (または調査)機関に	う翻訳文の言語 - は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表
3.	国際調査 PCT規 国際予値 この国際出願 この国際出願 日の国際 日の国際 日の国際 日の国際後日 日の風後日 日の風後日	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出され は、ヌクレオチド又に 祭出願に含まれる書面 際出願と共に提出され に、この国際予備審査 に、この国際予備審査	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時における	う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 たよる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳
3.	国際調査 PCT規 国際子師 この国際出願 この国際出願 出願後後 出願後後 出願後後 日 出願後後 日 日 日 二<	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出され は、ヌクレオチド又に 際出願と含まれる書面 際出願と共に提出され に、この国際予備審査 に提出した書面による 出があった よる配列表に記載した	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時における	う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 たよる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳
3.	国際調査 PCT規 国際子師 この国際出願 この国際出願 出願後後 出願後後 出願後後 日 出願後後 日 日 日 二<	をのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出され は、ヌクレオチド又に 祭出願に含まれる書面 際出願と共に提出され に、この国際予備審査 に、この国際予備審査	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時における	う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 たよる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳
3.	 □ 国際調査 □ PCT対 □ 国際出願 □ この国際出願 □ この顧後し □ 出願稅後し □ 出願稅後し □ 出願稅後し □ 出願稅後し □ 出願稅後し □ 出願稅後し □ 書の面提 	なのために提出された 見則48.3(b)にいう国際 備審査のために提出さ には、ヌクレオチド又に 際出願と含まれる書面 際出願と共に提出され こ、この国際予備審査 に提出した書面による よる配列表に記載した 下記の書類が削除さ	PCT規則23.1(b)にい 公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスク (または調査)機関に 配列表が出願時における 配列とフレキシブルデ れた。	う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 たよる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳
4.	国際調査 PCT共 この国際出願 この国際出願 二この原設 二二の原数 日 二二の原数 日 二二ののの数 二二ののの数 二二のの数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 <tr< td=""><td></td><td>P C T 規則23.1(b)にい 全 備の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスズ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 ページ</td><td>う翻訳文の言語 = は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 ィスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳</td></tr<>		P C T 規則23.1(b)にい 全 備の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスズ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 ページ	う翻訳文の言語 = は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 ィスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳
4.	国際調査 PCT共 この国際出願 この国際出願 二この原設 二二の原数 日 二二の原数 日 二二ののの数 二二ののの数 二二のの数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 <tr< td=""><td></td><td>P C T 規則23.1(b)にい 全 備の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスズ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 ページ</td><td>う翻訳文の言語 = は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 ィスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳</td></tr<>		P C T 規則23.1(b)にい 全 備の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスズ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 ページ	う翻訳文の言語 = は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 ィスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳
4.	国際調査 PCT共 この国際出願 この国際出願 二この原設 二二の原数 日 二二の原数 日 二二ののの数 二二ののの数 二二のの数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 二二の数 <tr< td=""><td></td><td>P C T 規則23.1(b)にい 全 備の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスズ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 ページ</td><td>う翻訳文の言語 = は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 ィスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳</td></tr<>		P C T 規則23.1(b)にい 全 備の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスズ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 ページ	う翻訳文の言語 = は55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 ィスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳
4.[国際CT規 この国際 この国際 この国際 この国際 ここ出 出出 出期 日 市 二 </td <td></td> <td>PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し</td> <td> う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 -ジ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 と。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙 </td>		PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し	 う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 -ジ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 と。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙
4.[国際CT規 この国際 この国際 この国際 この国際 ここ出 出出 出期 日 市 二 </td <td></td> <td>P C T 規則23.1(b)にい 公開の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスク (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 項 「</td> <td> う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 -ジ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 と。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙 </td>		P C T 規則23.1(b)にい 公開の言語 れた P C T 規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスク (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。 項 「	 う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 -ジ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 と。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙
4.[国際CT規 この国際 この国際 この国際 この国際 ここ出 出出 出期 日 市 二 </td <td></td> <td>PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し</td> <td>う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 ージ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 こ。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙</td>		PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し	う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 ージ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 こ。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙
4.[国際CT規 この国際 この国際 この国際 この国際 ここ出 出出 出期 日 市 二 </td <td></td> <td>PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し</td> <td>う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 ージ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 こ。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙</td>		PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し	う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 ージ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 こ。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙
4.[国際CT規 この国際 この国際 この国際 この国際 ここ出 出出 出期 日 市 二 </td <td></td> <td>PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し</td> <td> う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 -ジ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 と。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙 </td>		PCT規則23.1(b)にい そ公開の言語 れたPCT規則55.2また はアミノ酸配列を含んで による配列表 たフレキシブルディスタ (または調査)機関に 配列表が出願時におけ 配列とフレキシブルデ れた。項 「 個に示したように、補T ったものとして作成し	 う翻訳文の言語 こは55.3にいう翻訳文の言語 おり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。 クによる配列表 是出された書面による配列表 是出されたフレキシブルディスクによる配列表 る国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳 イスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳 -ジ/図 Eが出願時における開示の範囲を越えてされたのと認 と。(PCT規則70.2(c) この補正を含む差し替え用紙

.

凝

.

国際予備審査報告	国際出願番号 PCT/JP99/06595
Ⅲ. 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予	備審査報告の不作成
 次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性 審査しない。 	、進歩性又は産業上の利用可能性に つき、次の 理由により
国際出願全体	· · · ·
X 請求の範囲 <u>11、12</u>	
理由:	
この国際出願又は請求の範囲	は、国際予備審査をすることを要しない
次の事項を内容としている(具体的に記載すること)。	
	·
	· · · · · ·
 X 明細書、請求の範囲若しくは図面(次に示す部分)又は請求	この範囲 11 12 の
記載が、不明確であるため、見解を示すことができない(具	体的に記載すること)。
)には、発明の技術的特徴が、通常使用
の範囲11, 12はPCT第6条の意味にお	l parameter)にて記載されており、請求 いて明確性を満たすものではない。
全部の請求の範囲又は請求の範囲 裏付けを欠くため、見解を示すことができない。	が、明細書による十分な
あいいい とノく ヽ に い、 元用+ と ハッナ こ に ル・ く さ 'よ V '。	
□ 請求の範囲	について、国際調査報告が作成されていない。
2. ヌクレオチド又はアミノ酸の配列表が実施細則の附属書C ガイドライン)に定める基準を満たしていないので、有効な	
┃ 書面による配列表が提出されていない又は所定の基準を	と満たしていない。
 フレキシブルディスクによる配列表が提出されていない 	\又け所定の其進を満たし ていかい
	入はリルン公干で個にしてどなど。

•••• _`.

様式PCT/IPEA/409(第Ⅲ欄)(1998年7月)

国際出願番号 PCT/JP99/06595
て、出願人は、
た。
の要件を満たしていないと判断したが、PCT規則68.1の規定 出願人に求めないこととした。
に規定する発明の単一性を次のように判断する。
素子の板面上に電気回路チップの板面が収 他の電気素子と電気回路チップを装着する
1 4 は 折り曲げ可能たシートに折り畳
回路チップが位置しないように電子回路チ チップを装着したシートに関するものであ

トにぼりるものでめる。
が第13規則に規定する単一の一般的な発 一群の発明であるとは認められない。
際して、国際出願の次の部分を、国際予備審査の対象にした。

,

国際出願番号 PCT/JP99/06595 国際予備審査報告 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条(PCT35条(2))に定める見解、それを裏付ける V. 文献及び説明 - K.A. 1. 見解 有 1, 5-10, 13, 14請求の範囲 新規性 (N) 無 請求の範囲 2-4 有 請求の範囲 5,13,14 進歩性(IS) 無 請求の範囲 1-4, 6-10 有 請求の範囲 1-10, 13, 14 産業上の利用可能性(IA) 無 請求の範囲 文献及び説明(PCT規則70.7) 2 文献1: JP, 61-297191, A (株式会社東芝) 27.12月.1986 (27.12.86) 文献2:日本国実用新案登録出願63-19147号(日本国実用新案登録出願公開1-122982号)の 願書に添附した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(凸版印刷株式会社)21.8月.198 9 (21.08.89) 文献3: JP, 62-25096, A (株式会社東芝) 3.2月.1987 (03.02.87) 文献4: JP, 4-354722, A (日本電装株式会社) 9.12月.1992 (09.12.92) 文献5: JP, 9-104189, A(株式会社デンソー)22.4月.1997 (22.04.97) 文献6: JP, 7-51391, B2(東京磁気印刷株式会社) 5.6月.1995(05.06.95) 文献7: JP, 2-125797, A (ソニー株式会社) 14.5月.1990 (14.05.90) ・請求の範囲1は、文献1により進歩性を有さない。文献1記載にはICチップ11(本願に おける板状の電子回路チップに相当)をICチップ12(本願における板状の他の電気素子に 相当)板面内に収まるように配置し、ICチップの曲げによる破壊を防止することが記載さ れている。文献1にはシートとしてポリ塩化ビニルシートが記載されており、該樹脂シート は程度の差こそあれ可撓性を有している。また、積極的に可撓性を有するシートを用いるこ とも周知の事項であり、シート材料として可撓性を有するシートを用いることは、当業者が 容易に想到しえた事項である。 ・請求の範囲2-4は、文献2又は文献3により新規性を有さない。文献2、3には折り曲げ可能 なシートに折り目とならない位置でかつシート面の縁近傍位置に電子回路チップを装着する ことが記載されている。 ・請求の範囲5の技術的特徴である「他の電気素子板面を、シート面をn×mに区切って得 られる四角形の大きさよりわずかに小さい大きさとし、かつ、前記他の電気素子の板面内に 前記電子チップの版面が収まるように、シートに前記他の電気素子と前記電子回路チップを 装着すること」は、上記いずれの文献にも記載されておらず、かつ、当業者に自明な事項で もない。 ・請求の範囲6は、文献2、3及び文献4により進歩性を有さない。文献4にはアンテナ10(長 板状電気部品に相当)をシートの辺方向と一致するよう配置することが記載されている。 ・請求の範囲7は、文献2,3及び文献5、6により進歩性を有さない。カードのシート材料と して紙を用いることは文献5、6記載のように周知の技術手段である。 ・請求の範囲8は、文献2、3及び文献7により進歩性を有さない。テープ状シートをもちいて 連続的にICカード(タグ)を製造することは、例えば、文献7記載のように慣用されてい る技術手段である。

様式PCT/1PEA/409(第V欄)(1998年7月)



国際出願番号 PCT/JP99/06595

1.4

補充欄(いずれかの欄の大きさが足りない場合に使用すること)

第 V ・欄の続き

・請求の範囲9、10は文献2,3及び文献5、6により進歩性を有さない。文献5記載の媒体はリ ライト紙2と母材1の二層間にチップを装着しているが、印刷の必要が無く、かつ、外部応 力等からの保護を考慮する必要が無い場合においてオーバーコート層が不要であることは、 当業者に自明な事項である。

・請求の範囲13の技術的特徴である「コンデンサの板面内に電子回路チップの板面が収ま るように、シートに装着すること」は、上記いずれの文献にも記載されておらず、かつ、当 業者に自明な事項でもない。

・請求の範囲14の技術的特徴である「コンデンサの板面内に電子回路チップの板面とアン テナの輪郭が収まるように、シートに装着すること」は、上記いずれの文献にも記載されて おらず、かつ、当業者に自明な事項でもない。

(4)特許協力条約に基づいて公開された国際出産



(19) 世界知的所有権機関 国際事務局





(43) 国際公開日 2000年6月8日(08.06.2000)

PCT

(10) 国際公開番号 WO 00/33249 A1

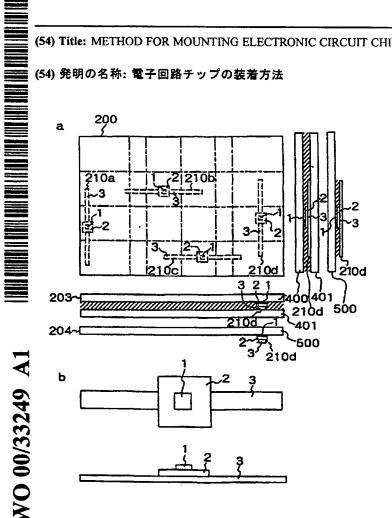
- (51) 国際特許分類7: G06K 19/077, B42D 15/10 (72) 発明者;および (21) 国際出願番号: PCT/JP99/06595 1999年11月26日(26.11.1999) (22) 国際出願日: (25) 国際出願の言語: 日本語 日本語 (26) 国際公開の言語: (30) 優先権データ: 特願平10/339265 1998年11月30日(30.11.1998) JP (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について):株式会
- 社日立製作所 (HITACHI, LTD.) [JP/JP]; 〒101-8010 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 Tokyo (JP).

(75)発明者/出願人 (米国についてのみ): 岡本周 之 (OKAMOTO, Chikashi) [JP/JP]. 宝木和夫 (TAKARAGI, Kazuo) [JP/JP]; 〒215-0013 神奈川 県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社 日立製 作所 システム開発研究所内 Kanagawa (JP). 辻 和 隆 (TSUJI, Kazutaka) [JP/JP]. 宇佐美光雄 (USAMI, Mitsuo) [JP/JP]; 〒185-8601 東京都国分寺市東恋ヶ 窪一丁目280番地 株式会社 日立製作所 中央研究 所内 Tokyo (JP). 安信千津子 (YASUNOBU, Chizuko) [JP/JP]. 磯部朝彦 (ISOBE, Asahiko) [JP/JP]. 常深康 裕 (TSUNEMI, Yasuhiro) [JP/JP]. 八木敬之 (YAGI, Hiroyuki) [JP/JP]; 〒101-8010 東京都千代田区神田駿 河台四丁目6番地 株式会社 日立総合計画研究所内 Tokyo (JP).

/続葉有/

(54) Title: METHOD FOR MOUNTING ELECTRONIC CIRCUIT CHIP

(54) 発明の名称:電子回路チップの装着方法



(57) Abstract: A method for mounting a platelike electronic circuit chip together with another platelike electronic device on a flexible sheet, characterized in that the electronic circuit chip and the other electronic device are so selected that the plate face of the other electronic device is larger than that of the electronic circuit chip, the plate face of the other electronic device and that of the electronic circuit chip are parallel to the sheet, and the plate face of the electronic circuit chip lies within the plate face of the other electronic device when viewed vertically to the sheet.

- (74) 代理人: 弁理士 作田康夫(SAKUTA, Yasuo); 〒 100-8220 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号株式 会社日立製作所内 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (国内): JP, KR, SG, US.
- (84) 指定国 (広域): ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE).

添付公開書類:

- 国際調査報告書

- (48) この訂正版の公開日: 2001 年3 月15 日
- (15) 訂正情報:
 PCTガゼットセクションIIの No.11/2001 (2001 年3 月 15 日)を参照

2文字コード及び他の略語については、定期発行される 各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語 のガイダンスノート」を参照。

(57) 要約:

板状の電子回路チップを板状の他の電気素子と共に可撓性あるシート に装着する方法であって、前記他の電気素子の板面が電子回路チップの 板面より大きくなるように、それぞれを選択し、前記他の電気素子の板 面と電子回路チップの板面がシート面と平行になり、かつ、シート面に 対して垂直な方向から見たときに、他の電気素子の板面内に電子回路チ ップの板面が収まるように、シートに、他の電気素子と電子回路チップ を装着することを特徴とする。

PCT/JP99/06595

明細書

電子回路チップの装着方法

技術分野

本発明は、集積回路チップなどの電子回路チップを、紙などの柔らか 5 な素材に装着する技術に関するものである。

背景技術

近年、集積回路チップなどの電子回路チップの小型化、薄型化の進展 に伴い、電子回路チップがさまざまな利用形態で使用されるようになっ 10 た。

このような電子回路チップの利用形態の一つとして、たとえば、特開 平3-38396号公報などに記載されているように、情報を記憶する 小型の電子回路チップを、電子回路チップから非接触で情報を読み出す ための素子と共に、携帯可能なプラスチックカードに埋め込み使用する

15 利用形態が知られている。たとえば、予め電子回路チップに個人識別情報を格納した、このようなプラスチックカードは、非接触で個人識別情報を確認できる電子的なIDカードとして利用できる。

発明の開示

20 このように電子回路チップの利用形態は広がっているが、従来は、電子回路チップを装着する素材は、プラスチックカードなどの、固く、大きく曲げたり折り曲げたりすることのできない素材に限られていた。これは、素材を大きく曲げたり折り曲げたりする力が、素材に装着された電子回路チップにも加わると、強度上の理由より電子回路チップが破損

してしまう可能性があるからである。

しかし、電子回路チップを、紙などの大きく曲げたり折り曲げたりす ることのできる柔らかな素材にも装着することができれば、電子回路チ ップの利用形態を拡大することができ、人々にさらなる利便を提供する ことができるようになる。

5

そこで、本発明は、電子回路チップを、紙などの柔らかな素材に電子 回路チップを素材の曲げや折り曲げによって破損しないように装着する 装着方法の提供を目的とする。

また、本発明は、紙などの柔らかな素材に装着しても、その素材の曲
 10 げや折り曲げによって破損しない電子回路チップの提供を目的とする。
 前記目的達成のために、本発明は、たとえば、折り曲げ可能なシート
 に、電子回路チップを装着する際に、所定の折り畳み法に従ってシート
 を折り畳んだ時に折り目となる位置に、前記電子回路チップが位置しな
 いように、前記電子回路チップを前記シートに装着する方法を提供する。

15 このような装着方法によって、シートの折り曲げ時に強いモーメント力が加わる折り目位置を避けて電子回路チップを配置することにより、電子回路チップがシートの折り曲げによって破損することを防止することができるようになる。

また、上記シートに装着する電子回路チップに要求されるパラメータ 20 を用いて、シートの折り曲げによっても破損しない電子回路チップの仕 様を求める。

図面の簡単な説明

第1図は、本発明の実施形態において紙に装着する、電子回路チップ 25 を用いた回路の回路図である。

第2図は、本発明の第1実施形態に従って電子回路チップを用いた回

路を紙に装着したようすを示した図である。

第3図は、本発明の第2実施形態に従って電子回路チップを用いた回路を紙に装着したようすを示した図である。

第4図は、本発明の第3実施形態における、電子回路チップを紙に装5 着した状態の断面図である。

第5図は、本発明の第3実施形態における、電子回路チップを湾曲させるように働く力およびモーメントを近似的に表わした図である。

第6図は、本発明の第4実施形態における、電子回路チップを装着し たテープの図である。

10

発明を実施するための最良の形態

以下、本発明の実施形態について説明する。

以下では、情報を記憶する電子回路チップを、電子回路チップから非 接触で情報を読み出すための素子と共に、紙に装着する場合を例にとり、

15 本発明の実施形態を説明する。ただし、装着する電子回路チップは、これ以外のものであってもかまわないし、電子回路チップを装着するシートの素材も紙以外の、大きく曲げたり折り曲げたりすることのできる柔らかな素材であってよい。

さらに、シートの形状も、板状以外の、テープのような、薄く、横方 20 向が非常に長いシートであってもよい。巻き取り可能な形状であっても よい。

以下、本発明の第1の実施形態について説明する。

まず、第1図に、本実施形態で紙に装着する電子回路チップと、電子 回路チップから非接触で情報を読み出すための素子より構成される回路 25 を示す。

図中、1が情報を記憶した電子回路チップであり、シリコンチップ上

4

に電子回路を集積したものである。また、コンデンサ2とアンテナ3が、 電子回路チップ1から非接触で情報を読み出すための素子である。

このような回路に、外部から電波が与えられると、この電波によって アンテナ3において電流が誘起され、電力がコンデンサ2に蓄電される。

5 そして、コンデンサに蓄電された電力で、電子回路チップ1は動作し、 アンテナ1より、予め記憶した情報を電波によって送信する。したがっ て、電波を与えることにより、外部より、非接触で電子回路チップに記 憶された情報を読み出すことができる。

次に、第2図(a)に、紙に回路を装着したようすを示す。

- 第2図(a)中、200は回路を装着した紙の表の面を表した上面図である。図中、210a~210dが紙に装着した回路の配置例を表す。ここで、回路は、201、203の紙の断面図に、回路の配置例210dを例にとり示したように、接着した2枚の紙400、401の間に挟みこむことにより、紙に装着するか、202、204の断面図に、回
- 15 路の配置例210dを例にとり示したように、紙500の裏の面に接着 することにより紙に装着する。

さて、回路は、210a~210dの配置例のように、上面図200 に一点鎖線、二点鎖線で示した紙が折り曲げられたときに折り目となる 可能性のある位置に、電子回路チップ1が位置しないような配置で紙に 装着する。図は、この紙が、紙の横方向については1/2、1/3、1 /4に折り畳まれる可能性があり、紙の縦方向については1/2、1/ 3に折り畳まれる可能性がある場合の例であり、図中の一点鎖線、二点 鎖線が、これらのように折り畳まれたときの折り目を表している。

電子回路チップ1が位置しないようにする折り目となる可能性のある 25 位置は、その紙が折られる形態が予め分かっているときには、その形態 の応じた位置とする。また、その紙が折られる形態が予め分かっていな

PCT/JP99/06595

WO 00/33249

5

5

いときには、その紙の種類、用途に応じた紙の折り畳みかたとして通常 用いられる1または複数の形態に応じた位置とする。すなわち、特殊な 種類、用途の紙を除き、一般的には、紙の縦、横方向のそれぞれについ て、その長さの(1/整数n)の位置を折り目となる可能性がある位置 とすればよく、整数nとしては、一般的には、2、3、4、5、6、8、 16を用いればよい。すなわち、紙の縦、横方向のそれぞれについて、 その長さの1/2、1/3、1/4、1/6、1/8、1/16の位置 などを折り目となる可能性がある位置とすればよい。

このように紙の折り曲げ時に強いモーメント力が加わる折り目位置を 10 避けて電子回路チップを配置することにより、電子回路チップが紙の折 り曲げによって破損することを防止することができるようになる。

なお、回路は、望ましくは、回路の配置例210aのように、電子回 路チップ1が、紙の縁に近接した位置に位置するように配置する。通常、 紙の縁付近に曲げや折り曲げによって強い力が加わることはないので、

- 15 これにより、電子回路チップ1に加わる力の大きさや、電子回路チップ 1に力が加わる頻度が小さくなることが期待できる。あるいは、たとえ ば、紙に盲目者用の凹凸マークが印刷され、その部分が堅くなっている ような場合、そこに電子回路チップ1を配置しても電子回路チップ1に 加わる力が小さくなることが期待できる。
- 20 また、本実施形態のようにアンテナ3として全体として直線的な形状 を有するアンテナ3を用いる場合には、回路は、210a~210dの 配置例のように、アンテナ3が紙の辺と平行になるように配置する。通 常、紙は、紙の辺と平行に曲げられたり折り曲げられたりするので、こ れにより、アンテナ3に加わる力の大きさや、アンテナ3に力が加わる
 25 頻度が小さくなることが期待できる。

また、曲げ方向の力に弱い電子回路チップ1は、大きな曲げモーメン

トが加わらないように、上底面(紙の面と平行になる面)が小さくなる ように作成する。

そして、第2図(b)の回路の拡大図に示すように、電子回路チップ1 より上底面(紙の面と平行になる面)を大きく製作したコンデンサ2の

- 5 上に、電子回路チップ1を、紙の面と垂直な方向からみたときに、電子 回路チップ1の上底面がコンデンサ2の上底面内に収まるように配置す る。これにより、コンデンサ2によって、電子回路チップ1を外部より 加わる力から守ることができる。ただし、電子回路チップ1が、紙の面 と垂直な方向からみたときに、電子回路チップ1の上底面がコンデンサ
- 10 2の上底面内に収まるように配置されていれば、回路は、コンデンサ2 と電子回路チップ1の間にアンテナ3が位置するような構造を有してい てもよい。

以下、本発明の第2実施形態について説明する。

本第2実施形態に従って、紙に回路を装着したようすを第3図(a) 15 に示す。

第3図(a)中、300は回路を装着した紙の表の面を表した上面図である。図中、310a~310hが紙に装着した回路の配置例を表す。

ここで、回路は、前記第1実施形態と同様に、301、303の紙の 断面図に、回路の配置例310dを例にとり示したように、接着した2

20 枚の紙400、401の間に挟みこむことにより、紙に装着するか、3 02、304の断面図に、回路の配置例310dを例にとり示したよう に、紙500の裏の面に接着することにより紙に装着する。

ここで、本第2実施形態では、コンデンサ2を折り曲げられない程度 に強度を持たせて作成する。そして、コンデンサ2の上底面(紙の面と

25 平行に成る面)を、図示するように、紙を縦横について(1/整数n) で区切る区切り線(図中、一点鎖線)と紙の辺で構成される各格子の大 きさより、少し小さい大きさとし(形状は四角形に限らない)、いずれ かの格子の中央部にコンデンサ2が位置するように回路を配置する。

図示した例は、前記格子として、紙を縦方向について1/2に、横方 向については1/4毎に区切る区切り線(図中、一点鎖線)と紙の辺で

- 5 構成される格子を設定した例を示している。格子を定める区切り線は、 その紙が折られる形態が予め分かっているときには、その形態で生じる 折り目が区切り線となるように設定する。また、その紙が折られる形態 が予め分かっていないときには、その紙の種類、用途に応じた紙の折り 畳みかたとして通常用いられる1つの形態で生じる折り目が区切り線と
- 10 なるように設定する。すなわち、特殊な種類、用途の紙を除き、一般的には、紙の縦方向、横方向について、それぞれ、その長さの1/2の位置、1/3毎の位置、1/4毎の位置、1/6毎の位置、1/8毎の位置、1/16毎の位置のいずれかが、格子を定める区切り線の位置となるように設定すればよい。
- 15 また、第2実施形態では、第3図(b)の回路の拡大図に示すように、 電子回路チップ1より上底面(紙の面と平行になる面)を大きく製作し たコンデンサ2の上に、電子回路チップ1を、紙の面と垂直な方向から みたときに、電子回路チップ1の上底面がコンデンサ2の上底面内に収 まるように配置することにより、コンデンサ2によって、電子回路チッ
- 20 プ1が外部より加わる力から守られるようにする。ただし、電子回路チ ップ1が、紙の面と垂直な方向からみたときに、電子回路チップ1の上 底面がコンデンサ2の上底面内に収まるように配置されていれば、回路 は、コンデンサ2と電子回路チップ1の間にアンテナ3が位置するよう な構造を有していてもよい。
- 25 このような第2実施形態によれば、コンデンサ2が占める部分は、紙 を折り曲げにくいので、コンデンサ2が占める部分で紙が折り曲げられ

ないことが期待でき、したがって、このコンデンサ2が占める部分に配 置された電子回路チップ1に外部から強い力が加わらないことが期待で きる。また、コンデンサ2は、通常の形態による紙の折り曲げに支障と ならない位置に配置しているので、これによって、紙の使い勝手が大き く劣化することもない。

5

以下、本発明の第3実施形態について説明する。

電子回路チップを紙に装着した場合、紙の使用において外部から力が 加わると、紙が湾曲する際、電子回路チップにも力が加わる。本実施形 態では、電子回路チップが板状(直方体に近い形)である場合に、外部

から加えられる力により電子回路チップが破損しないような条件を求め、 10 求めた条件に沿って設計した電子回路チップを紙に装着する。

まず、第4図に、電子回路チップが紙に装着された状態の断面図を示 す。

図中、41は電子回路チップであり、42、43は紙である。第4図 (a)、(c)は、電子回路チップ41が、接着した紙42、43の間 に挟み込まれて装着されている場合の図であり、第4図(a)は紙に力 が加わっていない状態を、第4図(c)は紙に力が加わり湾曲している 状態を示している。第4図(b)、(d)は、電子回路チップ41が、 紙43の上面に接着されて装着されている場合の図であり、第4図

20 (b)は紙に力が加わっていない状態を、第4図(d)は紙に力が加わ り湾曲している状態を示している。

電子回路チップの板面の長辺を湾曲させるように力およびモーメント が働いているとすると、前記力およびモーメントは、実際には、電子回 路チップの様々な位置に働いているが、前記電子回路チップの板面の短 辺のうち1辺を固定端とし、反対側の1辺を自由端とした場合に、板面 25 全面に働く等分布荷重、自由端に働く集中荷重および自由端に働くモー

15

メントに置き換えて表わされる。電子回路チップが紙に挟み込まれてい る場合でも、上面に接着されている場合でも、同様な形で近似できる。

第5図に、電子回路チップを湾曲させるように働く力およびモーメントを近似的に表わした図を示す。

- 5 図中、右上がり斜線部は電子回路チップ41の板面の長辺に対して平行な断面を表わしている。前記電子回路チップ41の板面の短辺は、第4図の中で電子回路チップ41の断面の両端にあたる。このうち左端は自由端、右端は固定端である。第4図において、固定部を右下がり斜線で示す。Hは電子回路チップ41の厚さ(m)であり、Lは電子回路
- 10 チップの長辺の長さ(m)である。Pは電子回路チップの板面全面に働く単位面積当たりの等分布荷重

(N/m²)、Wは自由端に働く単位長さ当たりの集中荷重(N/m)、 Mは自由端に働く単位長さ当たりの曲げモーメント(N)である。

電子回路チップ41を湾曲させる力P、W及びモーメントMはこの断 15 面内で働くものとし、電子回路チップ41を図下方向に湾曲させるよう な向きを正とする。本実施例では、力P、W及びモーメントMは、正の 値をとるものとする。

自由端を原点とし、右向きに x 軸をとる。等分布荷重 P により位置
 x (m) に作用する単位長さ当たりのモーメントはP x² / 2 (N) で
 20 ある。集中荷重Wにより位置 x (m) に作用する単位長さ当たりのモーメントはW x (N) である。曲げモーメントMにより作用する単位長さ
 当たりのモーメントは x の値によらず一定値M (N) になる。よって、
 位置 x (m) に作用する単位長さ当たりのモーメントの総和M_{SUM}は
 P x² / 2 + W x + M (N) と表わされる。x は0からしの間の値を取
 25 るので、M_{SUM}は x = Lの時に最大値を取り、その値M_{MAX}は

 $PL^2/2 + WL + M(N)$ cbase

本実施例では、電子回路チップ41は直方体に近似できるので、電子 回路チップ41に働く曲げ応力は、最大曲げモーメントが働く個所にお いて最大値を取り、その値σ_{MAX}は6M_{MAX}/H² (N/m²)となる。

ここで、電子回路チップ41の曲げ強さを σ (N/m²)とすると、 5 電子回路チップ41が破損しない条件は $\sigma \ge \sigma_{MAX}$ であるので、

 $3 P L^{2} + 6 W L + 6 M - \sigma H^{2} \leq 0$ …(式1) を得る。

(式1)をL、H、 σ について解くと、それぞれ

 $L \leq \{-W + (W^{2} - PA)^{1/2}\}/P \qquad \cdots (\exists 2)$

10 H≥{3(PL²+2WL+2M)/ σ }¹² ...(式3) σ ≥(3PL²+6WL+6M)/H² ...(式4) を得る。(式2)においてA=2M- σ H²/3である。

電子回路チップが破損しない条件として、(式2)より辺長L(m)
 の最大値が、(式3)より厚さH(m)の最小値が、(式4)より曲げ
 15 強さσ(N/m²)の最小値が得られる。

例を挙げると、電子回路チップを紙の中に装着し、外部から指でなぞっても分からない程度の厚さとする必要がある場合、電子回路チップの厚さH(m)の最大値が決定する。電子回路チップの材質、形状などから求められる曲げ強さσ(N/m²)、紙の使用において加わると予想
される単位面積当たりの等分布荷重P(N/m²)、単位長さ当たりの集中荷重W(N/m)及び単位長さ当たりのモーメントM(N)を(式2)に代入すると、電子回路チップが破損しないための最大辺長L(m)が求められる。

また、別の例を挙げると、電子回路チップが多機能である必要がある 25 場合、回路規模が大きくなるので、電子回路チップの長辺の長さL(m))の最小値が決定する。上記の例と同様に求めた、電子回路チップの曲 WO 00/33249

1 1

げ強さσ (N/m²)、単位面積当たりの等分布荷重 P (N/m²)、 単位長さ当たりの集中荷重W (N/m)及び単位長さ当たりのモーメン トM (N)を(式3)に代入すると、電子回路チップが破損しないため の最小厚さH (m)が求められる。

5

このように本実施例によれば、紙などの柔らかい素材に装着しても破 損することのない電子回路チップを提供することができる。また、この ように設計した電子回路チップが装着されたシートを提供することがで きる。

次に、本発明の第4実施形態について説明する。

10 本実施形態では、電子回路チップを装着するシートとして、テープ状のシートを用いる。

第6図に例示するような、巻き取り可能なテープ状のシートを用いる ことで、板状のシートのようにシートが切り離された状態だけではなく、 連続したシートを巻いた状態で提供することが可能となる。

15 複数個の電子回路チップ41が一定間隔で粘着テープ61に装着されている。粘着テープ61は巻き取った状態で保管し、必要分だけ引き出して使用する。粘着テープ61には、電子回路チップ41が一つだけ装着された状態で切り取るためのミシン穴62がある。

本実施例によれば、所望の物体にあらかじめ電子回路チップが装着さ 20 れていなくても、電子回路チップ41が装着されている部分の粘着テー プを必要分だけ切り離して前記物体に貼りつけるだけで、電子回路チッ プを装着できる。

本実施形態によると、粘着テープ61の貼りつけが可能な任意の物体 に、任意の個数の電子回路チップ41を装着することが可能となる。

25 なお、本実施形態では、粘着テープ61を用いて説明したが、テープ 状のものでなくても、シールのような板状の粘着シートを用いても良い。

また、他の手段により切り離したテープ61を所望の物体に装着でき るのであれば粘着性を持たなくてもよい。

また、同一の電子回路チップ41は同一種類に限られるのではなく、 複数種類が混載されていてもよい。

5 また、同一種類または複数種類からなる複数の電子回路チップ41毎 に切り離すように構成されていてもよい。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明によれば、電子回路チップを、紙などの柔らか 10 な素材に、その素材の曲げや折り曲げによって破損しないように、装着 することができる。

また、本発明によれば、任意の場所に容易に電子回路チップを装着す ることが可能となる。

請求の範囲

1.

板状の電子回路チップを板状の他の電気素子と共に可撓性あるシート に装着する方法であって、

5 前記他の電気素子の板面が前記電子回路チップの板面より大きくなる ように、前記他の電気素子と前記電子回路チップを選択し、

前記他の電気素子の板面と前記電子回路チップの板面が前記シート面 と平行になり、かつ、前記シート面に対して垂直な方向から見たときに、 前記他の電気素子の板面内に前記電子回路チップの板面が収まるように、

10 前記シートに、前記他の電気素子と前記電子回路チップを装着すること を特徴とする電子回路チップの装着方法。

2.

折り曲げ可能な、シートに電子回路チップを装着する方法であって、
 15 所定の折り畳み法に従ってシートを折り畳んだ時に折り目となる位置
 に、前記電子回路チップが位置しないように、前記電子回路チップを前
 記シートに装着することを特徴とする電子回路チップの装着方法。

3.

20 折り曲げ可能な、シート面が四角形のシートに電子回路チップを装着 する方法であって、

少なくとも、シート面の縦横のうちのより長い方向の長さの1/2の 位置、および1/3毎の位置もしくは1/4毎の位置と、シート面の縦 横のうちのより短い方向の長さの1/2の位置とを含む位置に、前記電

25 子回路チップが位置しないように、前記電子回路チップを前記シートに 装着することを特徴とする電子回路チップの装着方法。

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

シート面の縁近傍の位置に電子回路チップを装着することを特徴とす 5 る電子回路チップの装着方法。

5.

板状の電子回路チップを板状の他の電気素子と共に、シート面が四角 形の折り曲げ可能なシートに装着する方法であって、

10 前記他の電気素子の板面を、シート面をn×m(但し、nおよびmは 2以上の整数)に区切って得られる四角形の大きさよりわずかに小さい 大きさとし、

前記他の電気素子の板面と前記電子回路チップの板面が前記シート面と平行になり、かつ、前記他の電気素子の板面が、前記シート面に対し

15 て垂直な方向から見たときに、前記シート面をn×mに区切って得られ る四角形のうちの一つに収まり、かつ、前記シート面に対して垂直な方 向から見たときに、前記他の電気素子の板面内に前記電子回路チップの 板面が収まるように、前記シートに、前記他の電気素子と前記電子回路 チップを装着することを特徴とする電子回路チップの装着方法。

20

25

6.

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

長棒もしくは長板状の電気部品を、当該電気部品の長手方向が前記シ ートの辺の方向と一致するように、前記シートに装着することを特徴と する電子回路チップの装着方法。

7.

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、 前記シートは紙であることを特徴とする電子回路チップの装着方法。

5 8.

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記シートはテープ状であることを特徴とする電子回路チップの装着方法。

10 9.

請求項7記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記シートは二層構造を有し、前記電子回路チップは、前記シートの 層間に装着されることを特徴とする電子回路チップの装着方法。

15 10.

請求項7記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記電子回路チップは、前記シートの表裏の二つのシート面のうちの 一方のシート面上に装着されることを特徴とする電子回路チップの装着 方法。

20

11.

可撓性あるシートに装着する板状の電子回路チップであって、

前記電子回路チップは、

前記電子回路チップに作用する力を、前記電子回路チップの板面の短

25 辺のうちの一辺を固定端とし反対側の一辺を自由端とした場合に相当する、電子回路チップの板面全面に働く単位面積当たりの等分布荷重P(

N/m²)と自由端に働く単位長さ当たりの集中荷重W(N/m)で表わし、かつ、

前記電子回路チップに作用するモーメントを、前記電子回路チップの 板面の短辺のうちの1辺を固定端とし反対側の1辺を自由端とした場合

5 に相当する、自由端に働く単位長さ当たりのモーメントM(N)で表わし、 かつ、

前記電子回路チップの厚さをH(m)で表わし、かつ、

前記電子回路チップの長辺の長さをL(m)で表わし、かつ、

前記電子回路チップの板面に接着されている前記電子回路チップより

10 も大きな板状の他の電気素子の曲げ強さおよび前記電子回路チップの曲 げ強さのうちより強い方の曲げ強さを $\sigma(N/m^2)$ で表わした時に、

 $3 P L^{2} + 6 W L + 6 M - \sigma H^{2} \le 0$

を満足する厚さ、長辺の長さおよび曲げ強さを備えること、

を特徴とする電子回路チップ。

15

12.

請求項11記載の電子回路チップが装着されたシート。

13.

- 20 板状の電子回路チップと板状のコンデンサとアンテナとを有する電気 回路が装着された、シート面が四角形の折り曲げ可能なシートであって、 前記電子回路チップは、所定の折り畳み法に従ってシートを折り畳ん だ時に折り目となる位置に、前記電子回路チップが位置しないように、 前記シートに装着され、かつ、前記コンデンサと前記電子回路チップは、
- 25 前記コンデンサの板面と前記電子回路チップの板面が前記シート面と平行になり、かつ、前記シート面に対して垂直な方向から見たときに、前

記コンデンサの板面内に前記電子回路チップの板面が収まるように、前 記シートに装着され、前記アンテナは、当該アンテナの長手方向が前記 シートの辺の方向と一致するように、前記シートに装着されていること を特徴とするシート。

5

14.

板状の電子回路チップと板状のコンデンサとアンテナとを有する電気 回路が装着された、シート面が四角形の折り曲げ可能なシートであって、

前記コンデンサの板面は、シート面をn×m(但し、nおよびmは2)

10 以上の整数)に区切って得られる四角形の大きさよりわずかに小さい大きさを有し、

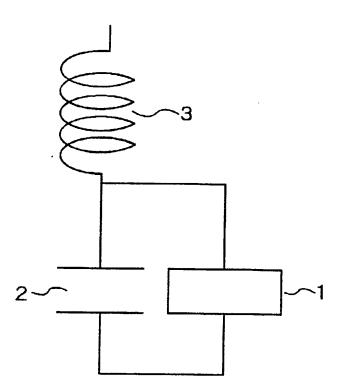
前記シートに、前記コンデンサの板面と前記電子回路チップの板面が 前記シート面と平行になり、かつ、前記コンデンサの板面が、前記シー ト面に対して垂直な方向から見たときに、前記シート面をn×mに区切

15 って得られる四角形のうちの一つに収まり、かつ、前記シート面に対して垂直な方向から見たときに、前記コンデンサの板面内に前記電子回路 チップの板面と前記アンテナの輪郭が収まるように、前記コンデンサと前記電子回路チップと前記アンテナとが、前記シートに装着されていることを特徴とするシート。

20





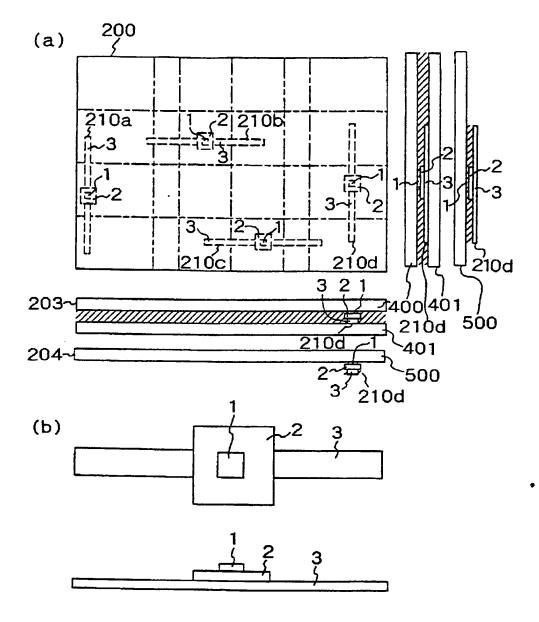


• • •

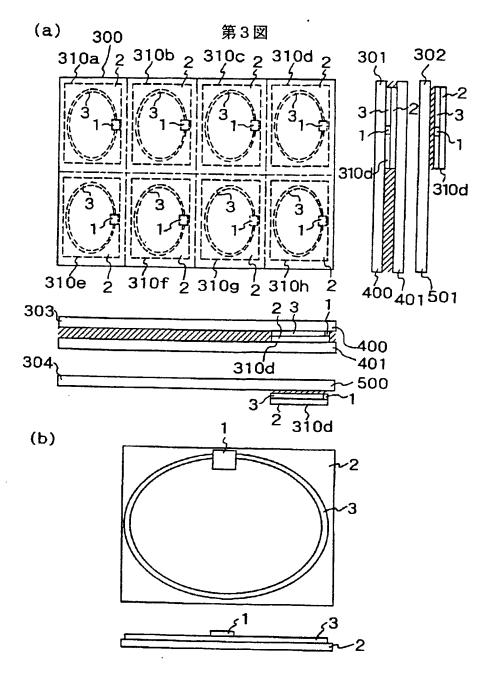
.

2 / 6

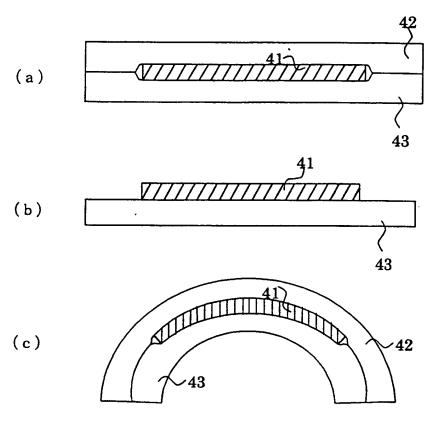


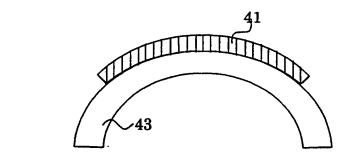


3 / 6





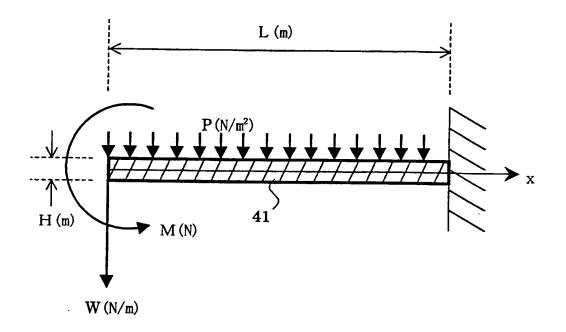




(d)

5 / 6





•

.

•

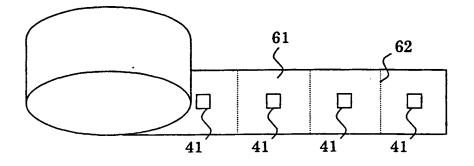
٠

.

6 / 6

•

第6図



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP99/06595

A. CLAS	SIFICATION OF SUBJECT MATTER					
Int	.Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10					
1						
According	to International Based Classic Constants					
R FIET	to International Patent Classification (IPC) or to both DS SEARCHED	natior	nal classification and IPC			
Int	documentation searched (classification system follow .Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10	ed by a	classification symbols)			
Documenta	tion searched other than minimum documentation to	the ext	ent that such documents are included			
			Jitsuyo Shinan Toroku J	Koho 1996-2000		
NOKa	ai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2000		Toroku Jitsuyo Shinan I	Koho 1994-2000		
Electronic o	lata base consulted during the international search (na	ame of	data base and where practicable			
	.		dua base and, where practicable, se	arch terms used)		
C. DOCU	MENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT	··				
Category*	Citation of document, with indication, where	approp	oriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.		
EX	JP, 10-315668, A (KONICA CORPO	ORAT	ION),	1		
	02 December, 1998 (02.12.98), Fig. 1, Par. No. (00011, 98),			-		
	Fig. 1; Par. No. [0004] (Fam	ily:	none)			
EX	JP, 11-301148, A (Dainippon Pr	cint	ing Co Ltd)	0.10		
	02 November, 1999 (02.11.99)	(Fa	mily: none)	2-10		
А						
^	JP, 8-216571, A (Hitachi Chemi 27 August 1996 (27 00 06)	cal	Co., Ltd.),	1-10,13,14		
	27 August, 1996 (27.08.96) (Fami	ly: none)			
				•		
				·		
ł						
	documents are listed in the continuation of Box C.	\Box	See patent family annex.			
 Special of A" document 	ategories of cited documents:	"T"	later document published after the intern	national filing date or		
considere	at defining the general state of the art which is not at to be of particular relevance		priority date and not in conflict with the	application but cited to		
"E" earlier de date	ocument but published on or after the international filing	"X"	understand the principle or theory under document of particular relevance; the cl	aimed invention cannot be		
L" documen	t which may throw doubts on priority claim(s) or which is		considered novel or cannot be considered step when the document is taken alone	ed to involve an inventive		
cited to e	stablish the publication date of another citation or other	"Y"	document of particular relevance; the cl	aimed invention cannot be		
O" documen	special reason (as specified) considered to involve an inventive step when the document is					
means combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art						
than the	t published prior to the international filing date but later priority date claimed	"&"	document member of the same patent fa	mily		
Date of the ac	tual completion of the international search	Date	of mailing of the international search			
21 Fe	bruary, 2000 (21.02.00)		07 March, 2000 (07.03	α report 3.00)		
			(0,.0.			
lame and mai	ling address of the ISA/	Anth	orized officer			
Janan	ese Patent Office	Aud				
				•		

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Remark on Protest

international application No.

۲

	PCT/JP99/06595				
Box I Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation	of item 1 of first sheet)				
This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:					
1. Claims Nos.: because they relate to subject matter not required to be searched by this Author	rity, namely:				
2. Claims Nos.: 11,12 because they relate to parts of the international application that do not comply extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:	with the prescribed requirements to such an				
The technical feature of the invention of claim 11 (claim 12) is stated using an unusual parameter, and do not meet the requirement of clarity prescribed	therefore claims 11, 12				
3. Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the s	econd and third sentences of Rule 6.4(a).				
Box II Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 2 of	f first sheet)				
This International Searching Authority found multiple inventions in this international app	plication, as follows:				
1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this inclaims.	ternational search report covers all searchable				
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an addition of any additional fee.	nal fee, this Authority did not invite payment				
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the apponly those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:	plicant, this international search report covers				
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Conseque search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is co	ently, this international wered by claims Nos.:				

The additional search fees were accompanied by the applicant's protest.

国際調査報告	国際出版番号 PCT/JP99/06595					
第1欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見(第1	1 ページの2の続き)					
法第8条第3項(PCT17条(2)(a))の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。						
1.	機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。					
 2. X 請求の範囲 <u>11,12</u> は、有意義な国際: ない国際出願の部分に係るものである。つまり、 請求の範囲11(及び従属項である12) いない特殊なパラメータ(unusual parama , 12はPCT第6条の意味において明確性) 	には、発明の技術的特徴が、通常使用されて eter)にて記載されており、請求の範囲11					
3. 請求の範囲は、従属請求の範囲 従って記載されていない。	囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に					
第Ⅱ欄 発明の単一性が欠如しているときの意見(第1ページ	の3の続き)					
次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの						
1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付 の範囲について作成した。	したので、こに国際調査報告は、すべての調査可能な請求					
 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査 加調査手数料の納付を求めなかった。 	可能な請求の範囲について調査することができたので、追					
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内 付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。	に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納					
4. 🗌 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなか されている発明に係る次の請求の範囲について作成し	ったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載 た。					
追加調査手数料の異議の申立てに関する注意 」 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立て 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立て						

国際調査報告	国際出願番号 PCT/JP99/06595
 A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC)) Int. Cl⁷ G06K19/077, B42D15/10 	·
 B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC)) Int. Cl⁷ G06K19/077, B42D15/10 	
 最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 日本国公開実用新案公報 日本国公開実用新案公報 日本国実用新案登録公報 日本国登録実用新案公報 1994-20 	000000
国際調査で使用した電子データベース(データベースの名称	、調査に使用した用語)
C. 関連すると認められる文献 引用文献の カテゴリー* 引用文献名 及び一部の箇所が関連する	ときは、その関連する箇所の表示
EX JP, 10-315668, A (⊐ 1998 (02.12.98), ⊠1、 [0004]	ニカ株式会社), 2.12月. 1 , (ファミリー無し)
EX JP, 11-301148, A (大 2.11月.1999 (02.11.99),	日本印刷株式会社) 2-10 (ファミリー無し) 2-10
A JP, 8-216571, A (日立 27.8月.1996 (27.08.96)	化成工業株式会社) 1-10, 13,14 , (ファミリー無し)
C欄の続きにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに関する別紙を参照。
 * 引用文献のカテゴリー 「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献(理由を付す) 「O」ロ頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願 	て出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理 論の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明 の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに よって進歩性がないと考えられるもの
国際調査を完了した日 21.02.00	国際調査報告の発送日 07.03.00
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 前田 仁 印 電話番号 03-3581-1101 内線 3545

• •••

PCT

特許岱

世界知的所有権機関 国際事務局 条約に基づいて公開された国际出願



51) 国際特許分類7 G06K 19/077, B42D 15/10	A1	(11) 国際公開番号	WO00/33249
		(43) 国際公開日	2000年6月8日(08.06.00)
21) 国際出願番号 PCT/J. 22) 国際出願日 1999年11月26日 30) 優先権データ 1998年11月30日(30.11.98 70) 出願人(米国を除くすべての指定国について) 1998年11月30日(30.11.98 71) 出願人(米国を除くすべての指定国について) 株式会社 日立製作所(HITACHI, LTD.)[JP/JP] 〒101-8010 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 Fokyo, (JP) 72) 発明者/出願人(米国についてのみ) 岡本周之(OKAMOTO, Chikashi)[JP/JP] 富本和夫(TAKARAGI, Kazuo)[JP/JP] 第二15-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺1099番地 株式会社 日立製作所システム開発研究所内 Kanaga 土 和隆(TSUJI, Kazutaka)[JP/JP] 宇佐美光雄(USAMI, Mitsuo)[JP/JP] 〒185-8601 東京都国分寺市東恋ヶ窪一丁目280番地 株式会社 日立製作所中央研究所内 Tokyo, (JP) 第二日本報告	;)	 磯部朝彦(ISOBE, Asahiko)[JF 常深康裕(TSUNEMI, Yasuhir 八木敬之(YAGI, Hiroyuki)[JP 〒101-8010 東京都千代田区 床式会社 日立総合計画研究 (74) 代理人 弁理士 作田康夫(SAKUTA 〒100-8220 東京都千代田区 株式会社 日立製作所内 Tok 	/JP] o)[JP/JP] 神田駿河台四丁目6番地 所内 Tokyo, (JP) , Yasuo) 丸の内一丁目5番1号 cyo, (JP) US, 欧州特許 (AT, BE, CH, CY,
54)Title: METHOD FOR MOUNTING ELECTRO 54)発明の名称 電子回路チップの装着方法 (a) 200 210a 203 204 (b)		RCUIT CHIP 2106 2106 3^{2} 210d 3^{2} 3^{2} 210d 3^{2} 3^{2} 210d 3^{2} 3^{2} 210d 3^{2}	•
		<u>π, ζ</u>	

(57) Abstract

¥ ب د ب

3

A method for mounting a platelike electronic circuit chip together with another platelike electronic device on a flexible sheet, characterized in that the electronic circuit chip and the other electronic device are so selected that the plate face of the other electronic device is larger than that of the electronic circuit chip, the plate face of the other electronic device and that of the electronic circuit chip are parallel

板状の電子回路チップを板状の他の電気素子と共に可撓性あるシート に装着する方法であって、前記他の電気素子の板面が電子回路チップの 板面より大きくなるように、それぞれを選択し、前記他の電気素子の板 面と電子回路チップの板面がシート面と平行になり、かつ、シート面に 対して垂直な方向から見たときに、他の電気素子の板面内に電子回路チ ップの板面が収まるように、シートに、他の電気素子と電子回路チップ を装着することを特徴とする。

PCTに基づいて公開される国	際出願のパンフレット第一頁	に掲載されたPCT加盟国を同定するため	めに使用されるコード(参考情報)
AE アラブ首長国連邦	DM ドミニカ	K2 カザフスタン	RU ロシア
AL アルバニア	EE エストニア ES スペイン	LC セントルシア	SD スーダン
AM THX=T	ES スペイン	LI リヒテンシュタイン	SE スウェーデン
AT オーストリア	FI フィンランド	LK スリ・ランカ	らら シンガボール
AU オーストラリア	FR フランス	LR リベリア	SI スロヴェニア
ΛΖ アゼルバイジャン ΒΑ ボズニア・ヘルツェゴビナ	GA ガポン	しち レント して リトアニア	SI スロヴェニア SK スロヴァキア SL シエラ・レオネ
BA ポズニア・ヘルツェゴビナ BB バルバドス	GB 英国 GD グレナダ	レイ ソトアニア	SL シエラ・レオネ
BE ~~~	GE JNUT	Lじ ルクセンブルグ LV ラトヴィア	SN セネガル
BF ブルギナ・ファソ	GH X-+		SZ スワジランド・
BG ブルガリア	GM ガンビア	MA モロッコ MC モナコ	TD チャード い TG トーゴー
BJ ペナン	GN 4=7	MD モルドヴァ	T J タジキスタン
BR ブラジル	GW ギニア・ビサオ	MD モルドヴァ MG マダガスカル	TZ gyfry
BY ベラルーシ	GR ギリシャ	MK マケドニア伯ユーゴスラヴィア	TM トルクメニスタン 、
CA カナダ	HR クロアチア	共和国	TR hua
CF 中央アフリカ	HU ハンガリー	ML VU	TT トリニダッド・トバゴ
CG コンゴー	ID インドネシア IE アイルランド	MN モンゴル	じん ウクライナ
CH ATA	IE TANTYF	MR モーリタニア	UG ウガンダ
C1 コートジボアール	1 L イスラエル IN インド	MW マラウイ MX メキシコ	US 米国
CM カメルーン CN 中国	IN インド IS エイスランド	MX メモシコ NE ニジェール	UZ ウズベキスタン
これ 千回 CR コスタ・リカ	15 ナイスランド 17 イタリア	NE ニシェール NL オランダ	VN DAILA
CU +a-X	JP B本	NO J-Nウェー	YU ユーゴースラビア 2A 南アフリカ共和国

明細書

電子回路チップの装着方法

技術分野

本発明は、集積回路チップなどの電子回路チップを、紙などの柔らか 5 な素材に装着する技術に関するものである。

背景技術

近年、集積回路チップなどの電子回路チップの小型化、薄型化の進展 に伴い、電子回路チップがさまざまな利用形態で使用されるようになっ 10 た。

このような電子回路チップの利用形態の一つとして、たとえば、特開 平3-38396号公報などに記載されているように、情報を記憶する 小型の電子回路チップを、電子回路チップから非接触で情報を読み出す ための素子と共に、携帯可能なプラスチックカードに埋め込み使用する

15 利用形態が知られている。たとえば、予め電子回路チップに個人識別情報を格納した、このようなプラスチックカードは、非接触で個人識別情報を確認できる電子的なIDカードとして利用できる。

発明の開示

20 このように電子回路チップの利用形態は広がっているが、従来は、電子回路チップを装着する素材は、プラスチックカードなどの、固く、大きく曲げたり折り曲げたりすることのできない素材に限られていた。これは、素材を大きく曲げたり折り曲げたりする力が、素材に装着された電子回路チップにも加わると、強度上の理由より電子回路チップが破損

してしまう可能性があるからである。

しかし、電子回路チップを、紙などの大きく曲げたり折り曲げたりす ることのできる柔らかな素材にも装着することができれば、電子回路チ ップの利用形態を拡大することができ、人々にさらなる利便を提供する ことができるようになる。

そこで、本発明は、電子回路チップを、紙などの柔らかな素材に電子 回路チップを素材の曲げや折り曲げによって破損しないように装着する 装着方法の提供を目的とする。

また、本発明は、紙などの柔らかな素材に装着しても、その素材の曲
 10 げや折り曲げによって破損しない電子回路チップの提供を目的とする。
 前記目的達成のために、本発明は、たとえば、折り曲げ可能なシート
 に、電子回路チップを装着する際に、所定の折り畳み法に従ってシート
 を折り畳んだ時に折り目となる位置に、前記電子回路チップが位置しな
 いように、前記電子回路チップを前記シートに装着する方法を提供する。

15 このような装着方法によって、シートの折り曲げ時に強いモーメントカ が加わる折り目位置を避けて電子回路チップを配置することにより、電 子回路チップがシートの折り曲げによって破損することを防止すること ができるようになる。

また、上記シートに装着する電子回路チップに要求されるパラメータ 20 を用いて、シートの折り曲げによっても破損しない電子回路チップの仕 様を求める。

図面の簡単な説明

第1図は、本発明の実施形態において紙に装着する、電子回路チップ 25 を用いた回路の回路図である。

第2図は、本発明の第1実施形態に従って電子回路チップを用いた回

路を紙に装着したようすを示した図である。

第3図は、本発明の第2実施形態に従って電子回路チップを用いた回 路を紙に装着したようすを示した図である。

第4図は、本発明の第3実施形態における、電子回路チップを紙に装5 着した状態の断面図である。

第5図は、本発明の第3実施形態における、電子回路チップを湾曲させるように働く力およびモーメントを近似的に表わした図である。

第6図は、本発明の第4実施形態における、電子回路チップを装着し たテープの図である。

10

発明を実施するための最良の形態

以下、本発明の実施形態について説明する。

以下では、情報を記憶する電子回路チップを、電子回路チップから非 接触で情報を読み出すための素子と共に、紙に装着する場合を例にとり、

15 本発明の実施形態を説明する。ただし、装着する電子回路チップは、これ以外のものであってもかまわないし、電子回路チップを装着するシートの素材も紙以外の、大きく曲げたり折り曲げたりすることのできる柔らかな素材であってよい。

さらに、シートの形状も、板状以外の、テープのような、薄く、横方 20 向が非常に長いシートであってもよい。巻き取り可能な形状であっても よい。

以下、本発明の第1の実施形態について説明する。

まず、第1図に、本実施形態で紙に装着する電子回路チップと、電子 回路チップから非接触で情報を読み出すための素子より構成される回路 25 を示す。

図中、1が情報を記憶した電子回路チップであり、シリコンチップ上

に電子回路を集積したものである。また、コンデンサ2とアンテナ3が、 電子回路チップ1から非接触で情報を読み出すための素子である。

このような回路に、外部から電波が与えられると、この電波によって アンテナ3において電流が誘起され、電力がコンデンサ2に蓄電される。

5 そして、コンデンサに蓄電された電力で、電子回路チップ1は動作し、 アンテナ1より、予め記憶した情報を電波によって送信する。したがっ て、電波を与えることにより、外部より、非接触で電子回路チップに記 憶された情報を読み出すことができる。

次に、第2図(a)に、紙に回路を装着したようすを示す。

- 第2図(a)中、200は回路を装着した紙の表の面を表した上面図である。図中、210a~210dが紙に装着した回路の配置例を表す。ここで、回路は、201、203の紙の断面図に、回路の配置例210dを例にとり示したように、接着した2枚の紙400、401の間に挟みこむことにより、紙に装着するか、202、204の断面図に、回
- 15 路の配置例210dを例にとり示したように、紙500の裏の面に接着 することにより紙に装着する。

さて、回路は、210a~210dの配置例のように、上面図200 に一点鎖線、二点鎖線で示した紙が折り曲げられたときに折り目となる 可能性のある位置に、電子回路チップ1が位置しないような配置で紙に

20 装着する。図は、この紙が、紙の横方向については1/2、1/3、1 /4に折り畳まれる可能性があり、紙の縦方向については1/2、1/ 3に折り畳まれる可能性がある場合の例であり、図中の一点鎖線、二点 鎖線が、これらのように折り畳まれたときの折り目を表している。

電子回路チップ1が位置しないようにする折り目となる可能性のある 25 位置は、その紙が折られる形態が予め分かっているときには、その形態 の応じた位置とする。また、その紙が折られる形態が予め分かっていな

いときには、その紙の種類、用途に応じた紙の折り畳みかたとして通常 用いられる1または複数の形態に応じた位置とする。すなわち、特殊な 種類、用途の紙を除き、一般的には、紙の縦、横方向のそれぞれについ て、その長さの(1/整数n)の位置を折り目となる可能性がある位置 とすればよく、整数nとしては、一般的には、2、3、4、5、6、8、 16を用いればよい。すなわち、紙の縦、横方向のそれぞれについて、 その長さの1/2、1/3、1/4、1/6、1/8、1/16の位置 などを折り目となる可能性がある位置とすればよい。

このように紙の折り曲げ時に強いモーメント力が加わる折り目位置を 10 避けて電子回路チップを配置することにより、電子回路チップが紙の折 り曲げによって破損することを防止することができるようになる。

なお、回路は、望ましくは、回路の配置例210aのように、電子回 路チップ1が、紙の縁に近接した位置に位置するように配置する。通常、 紙の縁付近に曲げや折り曲げによって強い力が加わることはないので、

- 15 これにより、電子回路チップ1に加わる力の大きさや、電子回路チップ 1に力が加わる頻度が小さくなることが期待できる。あるいは、たとえ ば、紙に盲目者用の凹凸マークが印刷され、その部分が堅くなっている ような場合、そこに電子回路チップ1を配置しても電子回路チップ1に 加わる力が小さくなることが期待できる。
- 20 また、本実施形態のようにアンテナ3として全体として直線的な形状 を有するアンテナ3を用いる場合には、回路は、210a~210dの 配置例のように、アンテナ3が紙の辺と平行になるように配置する。通 常、紙は、紙の辺と平行に曲げられたり折り曲げられたりするので、こ れにより、アンテナ3に加わる力の大きさや、アンテナ3に力が加わる
- 25 頻度が小さくなることが期待できる。

また、曲げ方向の力に弱い電子回路チップ1は、大きな曲げモーメン

トが加わらないように、上底面(紙の面と平行になる面)が小さくなる ように作成する。

そして、第2図(b)の回路の拡大図に示すように、電子回路チップ1 より上底面(紙の面と平行になる面)を大きく製作したコンデンサ2の

- 5 上に、電子回路チップ1を、紙の面と垂直な方向からみたときに、電子 回路チップ1の上底面がコンデンサ2の上底面内に収まるように配置す る。これにより、コンデンサ2によって、電子回路チップ1を外部より 加わる力から守ることができる。ただし、電子回路チップ1が、紙の面 と垂直な方向からみたときに、電子回路チップ1の上底面がコンデンサ
- 10 2の上底面内に収まるように配置されていれば、回路は、コンデンサ2 と電子回路チップ1の間にアンテナ3が位置するような構造を有してい てもよい。

以下、本発明の第2実施形態について説明する。

本第2実施形態に従って、紙に回路を装着したようすを第3図(a) 15 に示す。

第3図(a)中、300は回路を装着した紙の表の面を表した上面図 である。図中、310a~310hが紙に装着した回路の配置例を表す。

ここで、回路は、前記第1実施形態と同様に、301、303の紙の 断面図に、回路の配置例310dを例にとり示したように、接着した2

20 枚の紙400、401の間に挟みこむことにより、紙に装着するか、3 02、304の断面図に、回路の配置例310dを例にとり示したよう に、紙500の裏の面に接着することにより紙に装着する。

ここで、本第2実施形態では、コンデンサ2を折り曲げられない程度 に強度を持たせて作成する。そして、コンデンサ2の上底面(紙の面と

25 平行に成る面)を、図示するように、紙を縦横について(1/整数n) で区切る区切り線(図中、一点鎖線)と紙の辺で構成される各格子の大 きさより、少し小さい大きさとし(形状は四角形に限らない)、いずれ かの格子の中央部にコンデンサ2が位置するように回路を配置する。

図示した例は、前記格子として、紙を縦方向について1/2に、横方 向については1/4毎に区切る区切り線(図中、一点鎖線)と紙の辺で

- 5 構成される格子を設定した例を示している。格子を定める区切り線は、 その紙が折られる形態が予め分かっているときには、その形態で生じる 折り目が区切り線となるように設定する。また、その紙が折られる形態 が予め分かっていないときには、その紙の種類、用途に応じた紙の折り 畳みかたとして通常用いられる1つの形態で生じる折り目が区切り線と
- 10 なるように設定する。すなわち、特殊な種類、用途の紙を除き、一般的には、紙の縦方向、横方向について、それぞれ、その長さの1/2の位置、1/3毎の位置、1/4毎の位置、1/6毎の位置、1/8毎の位置、1/16毎の位置のいずれかが、格子を定める区切り線の位置となるように設定すればよい。
- 15 また、第2実施形態では、第3図(b)の回路の拡大図に示すように、 電子回路チップ1より上底面(紙の面と平行になる面)を大きく製作し たコンデンサ2の上に、電子回路チップ1を、紙の面と垂直な方向から みたときに、電子回路チップ1の上底面がコンデンサ2の上底面内に収 まるように配置することにより、コンデンサ2によって、電子回路チッ
- 20 プ1が外部より加わる力から守られるようにする。ただし、電子回路チ ップ1が、紙の面と垂直な方向からみたときに、電子回路チップ1の上 底面がコンデンサ2の上底面内に収まるように配置されていれば、回路 は、コンデンサ2と電子回路チップ1の間にアンテナ3が位置するよう な構造を有していてもよい。
- 25 このような第2実施形態によれば、コンデンサ2が占める部分は、紙 を折り曲げにくいので、コンデンサ2が占める部分で紙が折り曲げられ

25

8

ないことが期待でき、したがって、このコンデンサ2が占める部分に配置された電子回路チップ1に外部から強い力が加わらないことが期待できる。また、コンデンサ2は、通常の形態による紙の折り曲げに支障とならない位置に配置しているので、これによって、紙の使い勝手が大きく劣化することもない。

以下、本発明の第3実施形態について説明する。

電子回路チップを紙に装着した場合、紙の使用において外部から力が 加わると、紙が湾曲する際、電子回路チップにも力が加わる。本実施形 態では、電子回路チップが板状(直方体に近い形)である場合に、外部

10 から加えられる力により電子回路チップが破損しないような条件を求め、 求めた条件に沿って設計した電子回路チップを紙に装着する。

まず、第4図に、電子回路チップが紙に装着された状態の断面図を示 す。

図中、41は電子回路チップであり、42、43は紙である。第4図 15 (a)、(c)は、電子回路チップ41が、接着した紙42、43の間 に挟み込まれて装着されている場合の図であり、第4図(a)は紙に力 が加わっていない状態を、第4図(c)は紙に力が加わり湾曲している 状態を示している。第4図(b)、(d)は、電子回路チップ41が、 紙43の上面に接着されて装着されている場合の図であり、第4図

20 (b)は紙に力が加わっていない状態を、第4図(d)は紙に力が加わ り湾曲している状態を示している。

電子回路チップの板面の長辺を湾曲させるように力およびモーメント が働いているとすると、前記力およびモーメントは、実際には、電子回 路チップの様々な位置に働いているが、前記電子回路チップの板面の短 辺のうち1辺を固定端とし、反対側の1辺を自由端とした場合に、板面 全面に働く等分布荷重、自由端に働く集中荷重および自由端に働くモー メントに置き換えて表わされる。電子回路チップが紙に挟み込まれてい る場合でも、上面に接着されている場合でも、同様な形で近似できる。

第5図に、電子回路チップを湾曲させるように働く力およびモーメン トを近似的に表わした図を示す。

- 5 図中、右上がり斜線部は電子回路チップ41の板面の長辺に対して平行な断面を表わしている。前記電子回路チップ41の板面の短辺は、第4図の中で電子回路チップ41の断面の両端にあたる。このうち左端は自由端、右端は固定端である。第4図において、固定部を右下がり斜線で示す。Hは電子回路チップ41の厚さ(m)であり、Lは電子回路
- 10 チップの長辺の長さ(m)である。Pは電子回路チップの板面全面に働く単位面積当たりの等分布荷重

(N/m²)、Wは自由端に働く単位長さ当たりの集中荷重(N/m)、 Mは自由端に働く単位長さ当たりの曲げモーメント(N)である。

電子回路チップ41を湾曲させる力P、W及びモーメントMはこの断

15 面内で働くものとし、電子回路チップ41を図下方向に湾曲させるよう な向きを正とする。本実施例では、カP、W及びモーメントMは、正の 値をとるものとする。

自由端を原点とし、右向きに x 軸をとる。等分布荷重 P により位置 x (m) に作用する単位長さ当たりのモーメントは P x² / 2 (N) で

- 20 ある。集中荷重Wにより位置x(m)に作用する単位長さ当たりのモー メントはWx(N)である。曲げモーメントMにより作用する単位長さ 当たりのモーメントはxの値によらず一定値M(N)になる。よって、 位置x(m)に作用する単位長さ当たりのモーメントの総和M_{SUM}は P x² / 2 + W x + M(N)と表わされる。xは0からLの間の値を取
- 25 るので、 M_{SUM} はx = Lの時に最大値を取り、その値 M_{MAX} は

 $PL^2/2 + WL + M(N)$ である。

本実施例では、電子回路チップ41は直方体に近似できるので、電子 回路チップ41に働く曲げ応力は、最大曲げモーメントが働く個所にお いて最大値を取り、その値 σ_{MAX} は 6 M_{MAX} / H² (N/m²)となる。

ここで、電子回路チップ41の曲げ強さを σ (N/m²)とすると、 5 電子回路チップ41が破損しない条件は $\sigma \ge \sigma_{MAX}$ であるので、

 $3 P L^{2} + 6 W L + 6 M - \sigma H^{2} \leq 0$ …(式1) を得る。

 $(式1)をL、H、<math>\sigma$ について解くと、それぞれ

 $L \leq \{-W + (W^{2} - PA)^{1/2}\} / P \qquad \cdots (\exists 2)$

10 H≥{3(PL²+2WL+2M)/σ}¹² ...(式3) σ≥(3PL²+6WL+6M)/H² ...(式4)

を得る。(式2)においてA=2M- σ H²/3である。

電子回路チップが破損しない条件として、(式2)より辺長L(m)
 の最大値が、(式3)より厚さH(m)の最小値が、(式4)より曲げ
 15 強さσ(N/m²)の最小値が得られる。

例を挙げると、電子回路チップを紙の中に装着し、外部から指でなぞ っても分からない程度の厚さとする必要がある場合、電子回路チップの 厚さH(m)の最大値が決定する。電子回路チップの材質、形状などか ら求められる曲げ強さσ(N/m²)、紙の使用において加わると予想

20 される単位面積当たりの等分布荷重P(N/m²)、単位長さ当たりの 集中荷重W(N/m)及び単位長さ当たりのモーメントM(N)を(式 2)に代入すると、電子回路チップが破損しないための最大辺長L(m)が求められる。

また、別の例を挙げると、電子回路チップが多機能である必要がある 25 場合、回路規模が大きくなるので、電子回路チップの長辺の長さL(m))の最小値が決定する。上記の例と同様に求めた、電子回路チップの曲

げ強さσ (N/m²)、単位面積当たりの等分布荷重 P (N/m²)、 単位長さ当たりの集中荷重W (N/m)及び単位長さ当たりのモーメン トM (N)を (式3)に代入すると、電子回路チップが破損しないため の最小厚さH (m)が求められる。

このように本実施例によれば、紙などの柔らかい素材に装着しても破 損することのない電子回路チップを提供することができる。また、この ように設計した電子回路チップが装着されたシートを提供することがで きる。

次に、本発明の第4実施形態について説明する。

10 本実施形態では、電子回路チップを装着するシートとして、テープ状のシートを用いる。

第6図に例示するような、巻き取り可能なテープ状のシートを用いる ことで、板状のシートのようにシートが切り離された状態だけではなく、 連続したシートを巻いた状態で提供することが可能となる。

15 複数個の電子回路チップ41が一定間隔で粘着テープ61に装着されている。粘着テープ61は巻き取った状態で保管し、必要分だけ引き出して使用する。粘着テープ61には、電子回路チップ41が一つだけ装着された状態で切り取るためのミシン穴62がある。

本実施例によれば、所望の物体にあらかじめ電子回路チップが装着さ 20 れていなくても、電子回路チップ41が装着されている部分の粘着テー プを必要分だけ切り離して前記物体に貼りつけるだけで、電子回路チッ プを装着できる。

本実施形態によると、粘着テープ61の貼りつけが可能な任意の物体 に、任意の個数の電子回路チップ41を装着することが可能となる。

25 なお、本実施形態では、粘着テープ61を用いて説明したが、テープ 状のものでなくても、シールのような板状の粘着シートを用いても良い。

また、他の手段により切り離したテープ61を所望の物体に装着でき るのであれば粘着性を持たなくてもよい。

また、同一の電子回路チップ41は同一種類に限られるのではなく、 複数種類が混載されていてもよい。

5 また、同一種類または複数種類からなる複数の電子回路チップ41毎 に切り離すように構成されていてもよい。

産業上の利用可能性

以上のように、本発明によれば、電子回路チップを、紙などの柔らか 10 な素材に、その素材の曲げや折り曲げによって破損しないように、装着 することができる。

また、本発明によれば、任意の場所に容易に電子回路チップを装着す ることが可能となる。

請求の範囲

1.

板状の電子回路チップを板状の他の電気素子と共に可撓性あるシート に装着する方法であって、

5 前記他の電気素子の板面が前記電子回路チップの板面より大きくなる ように、前記他の電気素子と前記電子回路チップを選択し、

前記他の電気素子の板面と前記電子回路チップの板面が前記シート面 と平行になり、かつ、前記シート面に対して垂直な方向から見たときに、 前記他の電気素子の板面内に前記電子回路チップの板面が収まるように、

10 前記シートに、前記他の電気素子と前記電子回路チップを装着すること を特徴とする電子回路チップの装着方法。

2.

折り曲げ可能な、シートに電子回路チップを装着する方法であって、

15 所定の折り畳み法に従ってシートを折り畳んだ時に折り目となる位置 に、前記電子回路チップが位置しないように、前記電子回路チップを前 記シートに装着することを特徴とする電子回路チップの装着方法。

3.

20 折り曲げ可能な、シート面が四角形のシートに電子回路チップを装着 する方法であって、

少なくとも、シート面の縦横のうちのより長い方向の長さの1/2の 位置、および1/3毎の位置もしくは1/4毎の位置と、シート面の縦 横のうちのより短い方向の長さの1/2の位置とを含む位置に、前記電

25 子回路チップが位置しないように、前記電子回路チップを前記シートに 装着することを特徴とする電子回路チップの装着方法。

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

シート面の縁近傍の位置に電子回路チップを装着することを特徴とす 5 る電子回路チップの装着方法。

5.

板状の電子回路チップを板状の他の電気素子と共に、シート面が四角 形の折り曲げ可能なシートに装着する方法であって、

10 前記他の電気素子の板面を、シート面をn×m(但し、nおよびmは 2以上の整数)に区切って得られる四角形の大きさよりわずかに小さい 大きさとし、

前記他の電気素子の板面と前記電子回路チップの板面が前記シート面と平行になり、かつ、前記他の電気素子の板面が、前記シート面に対し

15 て垂直な方向から見たときに、前記シート面をn×mに区切って得られ る四角形のうちの一つに収まり、かつ、前記シート面に対して垂直な方 向から見たときに、前記他の電気素子の板面内に前記電子回路チップの 板面が収まるように、前記シートに、前記他の電気素子と前記電子回路 チップを装着することを特徴とする電子回路チップの装着方法。

20

25

6.

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

長棒もしくは長板状の電気部品を、当該電気部品の長手方向が前記シ ートの辺の方向と一致するように、前記シートに装着することを特徴と する電子回路チップの装着方法。

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記シートは紙であることを特徴とする電子回路チップの装着方法。

5 8.

請求項2記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記シートはテープ状であることを特徴とする電子回路チップの装着 方法。

10 9.

請求項7記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記シートは二層構造を有し、前記電子回路チップは、前記シートの 層間に装着されることを特徴とする電子回路チップの装着方法。

15 10.

請求項7記載の電子回路チップの装着方法であって、

前記電子回路チップは、前記シートの表裏の二つのシート面のうちの 一方のシート面上に装着されることを特徴とする電子回路チップの装着 方法。

20

25

11.

可撓性あるシートに装着する板状の電子回路チップであって、

前記電子回路チップは、

前記電子回路チップに作用する力を、前記電子回路チップの板面の短 辺のうちの一辺を固定端とし反対側の一辺を自由端とした場合に相当す

る、電子回路チップの板面全面に働く単位面積当たりの等分布荷重P(

N/m²)と自由端に働く単位長さ当たりの集中荷重W(N/m)で表わし、かつ、

前記電子回路チップに作用するモーメントを、前記電子回路チップの 板面の短辺のうちの1辺を固定端とし反対側の1辺を自由端とした場合

5 に相当する、自由端に働く単位長さ当たりのモーメントM(N)で表わし、 かつ、

前記電子回路チップの厚さをH(m)で表わし、かつ、 前記電子回路チップの長辺の長さをL(m)で表わし、かつ、

前記電子回路チップの板面に接着されている前記電子回路チップより

10 も大きな板状の他の電気素子の曲げ強さおよび前記電子回路チップの曲 げ強さのうちより強い方の曲げ強さをσ(N/m²)で表わした時に、

 $3 P L^{2} + 6 W L + 6 M - \sigma H^{2} \le 0$

を満足する厚さ、長辺の長さおよび曲げ強さを備えること、

を特徴とする電子回路チップ。

15

12.

請求項11記載の電子回路チップが装着されたシート。

13.

20 板状の電子回路チップと板状のコンデンサとアンテナとを有する電気
 回路が装着された、シート面が四角形の折り曲げ可能なシートであって、
 前記電子回路チップは、所定の折り畳み法に従ってシートを折り畳ん
 だ時に折り目となる位置に、前記電子回路チップが位置しないように、
 前記シートに装着され、かつ、前記他の電気素子と前記電子回路チップ
 25 は、前記他の電気素子の板面と前記電子回路チップの板面が前記シート

面と平行になり、かつ、前記シート面に対して垂直な方向から見たとき

に、前記他の電気素子の板面内に前記電子回路チップの板面が収まるように、前記シートに装着され、前記アンテナは、当該アンテナの長手方 向が前記シートの辺の方向と一致するように、前記シートに装着されて いることを特徴とするシート。

5

14.

板状の電子回路チップと板状のコンデンサとアンテナとを有する電気 回路が装着された、シート面が四角形の折り曲げ可能なシートであって、 前記コンデンサの板面は、シート面をn×m(但し、nおよびmは2

10 以上の整数)に区切って得られる四角形の大きさよりわずかに小さい大きさを有し、

前記シートに、前記コンデンサの板面と前記電子回路チップの板面が 前記シート面と平行になり、かつ、前記コンデンサの板面が、前記シー ト面に対して垂直な方向から見たときに、前記シート面をn×mに区切

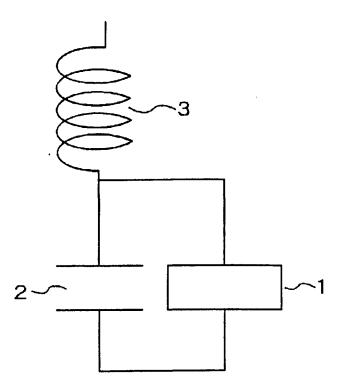
15 って得られる四角形のうちの一つに収まり、かつ、前記シート面に対して垂直な方向から見たときに、前記他のコンデンサの板面内に前記電子回路チップの板面と前記アンテナの輪郭が収まるように、前記コンデンサと前記電子回路チップと前記アンテナとが、前記シートに装着されていることを特徴とするシート。

20



.



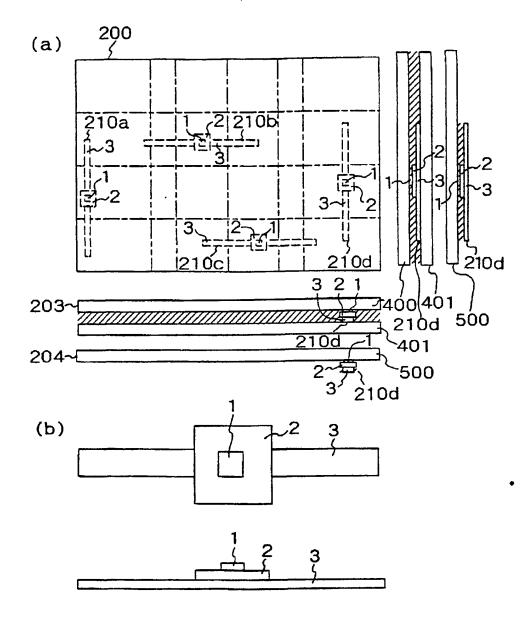


• . • •

.

2 / 6

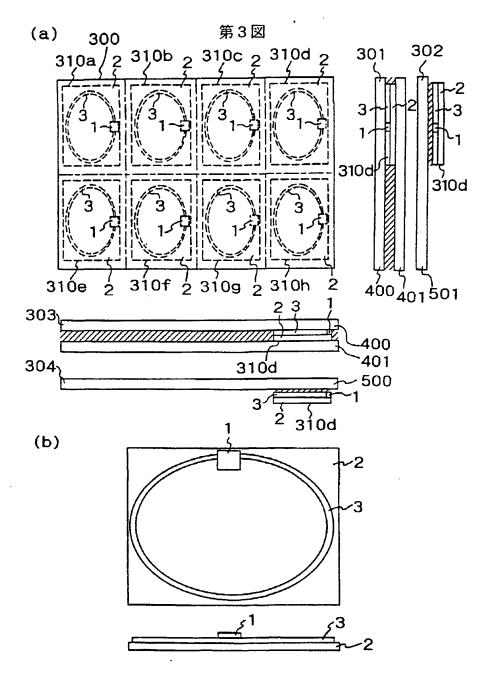




.

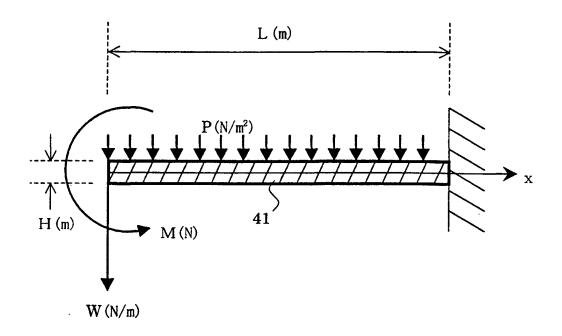
•





5 / 6



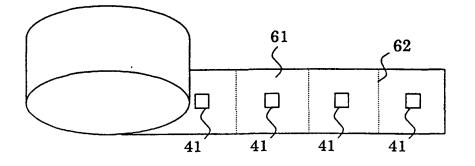


.

٠

6 / 6





INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

			PCT/JF	99/06595			
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10							
According to	According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC						
	SEARCHED						
Int.	Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) Int.Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10						
Jits Koka	Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1926-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2000 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2000 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2000						
Electronic da	Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)						
C. DOCUI	MENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT						
Category*	Citation of document, with indication, where app		ant passages	Relevant to claim No.			
EX	JP, 10-315668, A (KONICA CORPOR 02 December, 1998 (02.12.98), Fig. 1; Par. No. [0004] (Famil			1			
EX	JP, 11-301148, A (Dainippon Pri 02 November, 1999 (02.11.99)	nting Co., L (Family: none	td.), e)	2-10			
A	JP, 8-216571, A (Hitachi Chemic 27 August, 1996 (27.08.96) (Fa	1-10,13,14					
				•			
Furthe	r documents are listed in the continuation of Box C.	See patent far	nily annex.	L			
 Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later 				ne application but cited to erlying the invention claimed invention cannot be red to involve an inventive claimed invention cannot be p when the document is a documents, such a skilled in the art			
Date of the	actual completion of the international search February, 2000 (21.02.00)		the international seat 1, 2000 (07.)				
Name and n	nailing address of the ISA/	Authorized officer	<u></u>				

.

International application No.

PCT/JP99/06595

Box I Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 1 of first sheet)
This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:
1. Claims Nos.: because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
 2. X Claims Nos.: 11,12 because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically: The technical feature of the invention of claim 11 (and claim 12 dependent on claim 12) is stated using an unusual parameter, and therefore claims 11, 12 do not meet the requirement of clarity prescribed by PCT Article 6.
3. Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).
Box II Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 2 of first sheet)
This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:
•
1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fee, this Authority did not invite payment of any additional fee.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
 4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.: Remark on Protest The additional search fees were accompanied by the applicant's protest.

	国際調査報告	国際出願番号 PCTノ	/ J P 9 9 / 0 6 5 9 5
A. 発明	の属する分野の分類(国際特許分類(IPC))		
	Int. Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10		
	を行った分野		
調査を行っ	た最小限資料(国際特許分類(IPC))		
	Int. Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10		
	以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの		
Ħ	本国実用新案公報 1926-19 本国公開実用新案公報 1971-20	00	
	本国実用新案登録公報 1996-20 本国登録実用新案公報 1994-20		
· ·	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		
C. 関連 ⁻ 引用文献の	すると認められる文献		関連する
カテゴリー	* 引用文献名 及び一部の箇所が関連する	ときは、その関連する箇所の表示	4
EX	JP, $10-315668$, A (= 1998 (02.12.98), $\boxtimes 1$, [0004]	ニカ株式会社),2.12 ,(ファミリー無し)	2月. 1
EX	JP, 11-301148, A (大 2.11月. 1999 (02.11.99),	日本印刷株式会社) (ファミリー無し)	2-10
A	JP, 8-216571, A (日立 27.8月.1996 (27.08.96)	化成工業株式会社) ,(ファミリー無し)	1–10, 13,
□ C欄の網	売きにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに	関する別紙を参照。
「A」特に もの	獣のカテゴリー 関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 出願日前の出願または特許であるが、国際出願日	の日の後に公表された文 「丁」国際出願日又は優先日後 て出願と矛盾するもので 論の理解のために引用す	後に公表された文献であっ ではなく、発明の原理又に
以後1	こ公表されたもの 権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行	「X」特に関連のある文献であ の新規性又は進歩性がな	って、当該文献のみで
日若日	しくは他の特別な理由を確立するために引用する (理由を付す)	「Y」特に関連のある文献であ 上の文献との、当業者に	らって、当該文献と他の
[0] 口頭	(建田を刊す)) こよる開示、使用、展示等に言及する文献 出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	エの文献との、当来有た よって進歩性がないと考 「&」同一パテントファミリー	きえられるもの
国際調査を第	完了した日 21.02.00	国際調査報告の発送日	0 7.03.00
	週の名称及びあて先	特許庁審査官(権限のある職員	
	本国特許庁(ISA/JP) 郵便番号100-8915	前田 仁	in an
東江	京都千代田区霞が閏三丁目4番3号	雪話番号 03-3581-1	1101 内線 351

.

.

	国際調査報告		国際出願者	時 PCT/JI	99/065
第日欄	請求の範囲の一部の調査ができな	いときの意見(第	第1ページの2の続き	¢)	
	条第3項(PCT17条(2)(a))の かった。	規定により、この	D国際調査報告は次の)理由により請求の	の範囲の一部に
1.	請求の範囲 つまり、	_は、この国際調	査機関が調査をする	ことを要しない対	象に係るもので
2. 🛛	請求の範囲 <u>11,12</u> ない国際出願の部分に係るもので 請求の範囲11(及び従属 いない特殊なパラメータ ,12はPCT第6条の意味	ある。つまり、 【項である12 (unusual para) には、 発明の ameter) にて記載	技術的特徴が、 むされており、	通常使用者
3. 🗌	請求の範囲 従って記載されていない。	_は、従属請求の	範囲であってPCT	規則6.4(a)の第2	文及び第3文の
第Ⅱ欄	発明の単一性が欠如しているとき	 の音見 (第1ペー	-ジの3の続き)		<u>_</u>
, ,	山路(ひかいまた)			GMY 연당 ~★* #기 사~ ㄴ \	•
1. []	出願人が必要な追加調査手数料を の範囲について作成した。	すべて期間内に統	付したので、この国	際調査報告は、す	• ~~ての調査可
		なく、すべての調			
2. 🗌	の範囲について作成した。 追加調査手数料を要求するまでも	なく、すべての調 た。 一部のみしか期間	査可能な請求の範囲	について調査する	ことができた

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

		PCT/J	P99/06595		
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER Int.Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10					
According to International Patent Classification (IPC) or to both na	ational classification and	d IPC			
B. FIELDS SEARCHED					
Minimum documentation searched (classification system followed Int.Cl ⁷ G06K19/077, B42D15/10	by classification symbo	bls)	÷		
Documentation searched other than minimum documentation to the Jitsuyo Shinan Koho 1926-1996 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2000	Jitsuyo Shir	nan Toroku K	in the fields searched Coho 1996-2000 Coho 1994-2000		
Electronic data base consulted during the international search (nam	ne of data base and, whe	re practicable, sea	rch terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
Category* Citation of document, with indication, where ap		nt passages	Relevant to claim No.		
02 December, 1998 (02.12.98),	JP, 10-315668, A (KONICA CORPORATION), 02 December, 1998 (02.12.98), Fig. 1; Par. No. [0004] (Family: none)				
EX JP, 11-301148, A (Dainippon Pri 02 November, 1999 (02.11.99)			2-10		
	JP, 8-216571, A (Hitachi Chemical Co., Ltd.), 1-10,13,14 27 August, 1996 (27.08.96) (Family: none)				
Further documents are listed in the continuation of Box C.	See patent famil	y annex.			
 Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier document but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed 	 priority date and n understand the print considered novel of step when the doci "Y" document of partic considered to invo combined with one combined with one combination being "&" document member 	published after the international filing date or and not in conflict with the application but cited to principle or theory underlying the invention articular relevance; the claimed invention cannot be el or cannot be considered to involve an inventive document is taken alone articular relevance; the claimed invention cannot be nvolve an inventive step when the document is one or more other such documents, such eing obvious to a person skilled in the art aber of the same patent family			
Date of the actual completion of the international search 21 February, 2000 (21.02.00)	Date of mailing of the 07 March,	international searce 2000 (07.0			
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office	Authorized officer				
Facsimile No.	Telephone No.				

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (July 1992)

ì